

広島工業大学収容定員関係学則変更届出書

令和7年5月29日

文部科学大臣 殿

学校法人鶴学園

理事長 鶴 衛

このたび、広島工業大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホリジツカクケン 学校法人鶴学園								
フリガナ大学の名称	ヒシマコキョウカク 広島工業大学								
大学本部の位置	広島県広島市佐伯区三宅2丁目1番1号								
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園伝統の精神に基づいて、工学、情報学及び環境学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	入学定員は、人材養成の社会的要請に応えるため、社会情勢の変化や高校生の志願動向等を踏まえ適宜調整する必要がある。令和8年度以降の入学定員及び収容定員について、現状に即するよう適性化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	工学部	年	人	人	人			年 月 第 年次	広島県広島市佐伯区三宅2丁目1番1号
	電気システム工学科	4	90 (110)	—	360 (440)	学士(工学)	工学関係	令和8年4月 第1年次	
	環境土木工学科	4	70 (80)	—	280 (320)	学士(工学)	工学関係	令和8年4月 第1年次	
	情報学部								
	情報工学科	4	120 (110)	—	480 (440)	学士(情報学)	工学関係 理学関係	令和8年4月 第1年次	
	情報システム学科	4	110 (80)	—	440 (320)	学士(情報学)	工学関係	令和8年4月 第1年次	
	環境学部								
食健康科学科	4	80 (90)	—	320 (360)	学士(環境学)	工学関係 農学関係	令和8年4月 第1年次		
計									
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計	人	人	
新	工学部 電気システム工学科	10 (10)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	15 (15)	0 (0)	55 (55)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	15 (15)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	10 (10)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	15 (15)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	10 (10)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	15 (15)			

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 7人

設	工学部 環境土木工学科	4 (4)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	49 (49)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	11 (11)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	4 (4)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	11 (11)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計(a~d)	4 (4)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	11 (11)			
	情報学部 情報工学科	6 (6)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	14 (14)	0 (0)	43 (43)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	14 (14)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	14 (14)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計(a~d)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	14 (14)			
	情報学部 情報システム学科	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	58 (58)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 7人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計(a~b)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計(a~d)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
環境学部 食健康科学科	8 (8)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	53 (53)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 8人	
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	13 (13)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
小計(a~b)	8 (8)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	13 (13)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計(a~d)	8 (8)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	13 (13)				
分	計	35 (35)	21 (21)	4 (4)	3 (3)	63 (63)	0 (0)	- (-)	

既	工学部 電子情報工学科	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	55 (55)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 7人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	11 (11)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	18 (18)				
既	工学部 機械情報工学科	13 (13)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	55 (55)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	17 (17)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	13 (13)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	17 (17)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	13 (13)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	17 (17)				
既	工学部 建築工学科	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	61 (61)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 7人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)				
設	情報学部 情報マネジメント学科	5 (5)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	48 (48)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	10 (10)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	10 (10)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	10 (10)				
設	環境学部 建築デザイン学科	8 (8)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	79 (79)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 7人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	16 (16)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	8 (8)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	16 (16)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	8 (8)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	16 (16)				

分	環境学部 地球環境学科		6 (6)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	51 (51)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の概 7人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		6 (6)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	12 (12)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)		6 (6)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	12 (12)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)		6 (6)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	12 (12)				
計		51 (51)	27 (27)	6 (6)	4 (4)	88 (88)	0 (0)	- (-)		
合計		86 (86)	48 (48)	10 (10)	7 (7)	151 (151)	0 (0)	- (-)		
職 種		専 属			そ の 他			計		
事 務 職 員		39 (39)			96 (96)			135 (135)		
技 術 職 員		6 (6)			2 (2)			8 (8)		
図 書 館 職 員		1 (1)			10 (10)			11 (11)		
そ の 他 の 職 員		0 (0)			18 (18)			18 (18)		
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)		
計		46 (46)			126 (126)			172 (172)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計		
	校舎敷地	282176.62 m ²	- m ²		- m ²			282176.62 m ²		
	そ の 他	96813.12 m ²	- m ²		- m ²			96813.12 m ²		
	合計	378989.74 m ²	- m ²		- m ²			378989.74 m ²		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計		
		128160.22 m ² (128160.22m ²)	- m ² (- m ²)		- m ² (- m ²)			128160.22 m ² (128160.22m ²)		
教室・教員研究室		教室			教員研究室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具	標本			
		冊	冊	種	種	点	点			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			
スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂		厚生補導施設			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書購入費には電子ジャーナル、データベースの経費を含む	
	教員1人当り研究費等		300千円	300千円	300千円	300千円	- 千円	- 千円		
	共同研究費等		0千円	0千円	0千円	0千円	- 千円	- 千円		
	図書購入費	19,266千円	20,900千円	20,900千円	20,900千円	20,900千円	- 千円	- 千円		
	設備購入費	58,812千円	63,800千円	63,800千円	63,800千円	63,800千円	- 千円	- 千円		
	学生1人当り納付金	全学科(電子情報工学科臨床工学科除く)		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		第6年次
				1,340千円	1,380千円	1,380千円	1,380千円	- 千円		- 千円
	工学部 電子情報工学科 臨床工学科		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
			1,440千円	1,480千円	1,480千円	1,480千円	- 千円	- 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、資産運用取入 等								

大学等の名称	広島工業大学						開設年度	所在地	
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号			
	年	人	年次人	人		倍			
工学部						0.86 <<0.83>>			
電子情報工学科	4	110	—	110	学士(工学)	0.76	令和7年度		
電子情報工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成12年度	令和7年4月学生募集停止	
電気システム工学科	4	110	—	110	学士(工学)	0.39	令和7年度		
電気システム工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成12年度	令和7年4月学生募集停止	
機械情報工学科	4	120	—	120	学士(工学)	0.80	令和7年度		
機械システム工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成12年度	令和7年4月学生募集停止	
知能機械工学科	4	—	—	—	学士(工学)	—	平成12年度	令和7年4月学生募集停止	
環境土木工学科	4	80	—	290	学士(工学)	0.81 <<0.78>>	平成28年度	令和7年度入学生定員増(10人)	
建築工学科	4	110	—	470	学士(工学)	1.00 <<0.98>>	平成18年度	令和7年度入学生定員減(10人)	
情報学部						1.20 <<1.16>>			
情報工学科	4	110	—	440	学士(情報学)	1.28 <<1.25>>	平成18年度		
情報システム学科	4	80	—	80	学士(情報学)	1.71	令和7年度		
情報マネジメント学科	4	80	—	80	学士(情報学)	0.86	令和7年度		
情報コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士(情報学)	—	令和2年度	令和7年4月学生募集停止	
環境学部						0.97 <<0.94>>			
建築デザイン学科	4	110	—	440	学士(環境学)	1.11 <<1.07>>	平成28年度		
地球環境学科	4	100	—	100	学士(環境学)	0.61	令和7年度		
地球環境学科	4	—	—	—	学士(環境学)	—	平成18年度	令和7年4月学生募集停止	
食健康科学科	4	90	—	90	学士(環境学)	0.48	令和7年度		
生命学部									
生体医工学科	—	—	—	—	学士(生体医工学)	—	平成24年度	令和7年4月学生募集停止	
食品生命科学科	—	—	—	—	学士(食品生命科学)	—	平成24年度	令和7年4月学生募集停止	
大学院工学系研究科						1.02			
博士後期課程						0.20			
知的機能科学専攻	3	8	—	24	博士(工学)	0.20	平成20年度		
博士前期課程						1.18			
電気電子工学専攻	2	10	—	20	修士(工学)	1.80	平成20年度		
機械システム工学専攻	2	10	—	20	修士(工学)	1.20	平成20年度		
建設工学専攻	2	10	—	20	修士(工学)	0.75	平成20年度		
情報システム科学専攻	2	10	—	20	修士(情報学)	0.95	平成20年度		
環境学専攻	2	10	—	20	修士(環境学)	1.85	平成20年度		
生命機能工学専攻	2	10	—	20	修士(工学)	0.55	平成28年度		
附属施設の概要									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人鶴学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度

	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
広島工業大学			
工学部			
電子情報工学科	110	—	440
電気システム工学科	110	—	440
機械情報工学科	120	—	480
環境土木工学科	80	—	320
建築工学科	110	—	440
情報学部			
情報工学科	110	—	440
情報システム学科	80	—	320
情報マネジメント学科	80	—	320
環境学部			
建築デザイン学科	110	—	440
地球環境学科	100	—	400
食健康科学科	90	—	360
計	1,100		4,400
広島工業大学大学院			
博士後期課程			
知的機能科学専攻	8	—	24
博士前期課程			
電気電子工学専攻	10	—	20
機械システム工学専攻	10	—	20
建設工学専攻	10	—	20
情報システム科学専攻	10	—	20
環境学専攻	10	—	20
生命機能工学専攻	10	—	20
計	68		144

令和8年度

	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
広島工業大学			
工学部			
電子情報工学科	110	—	440
電気システム工学科	<u>90</u>	—	<u>360</u> 定員変更(△20)
機械情報工学科	120	—	480
環境土木工学科	<u>70</u>	—	<u>280</u> 定員変更(△10)
建築工学科	110	—	440
情報学部			
情報工学科	<u>120</u>	—	<u>480</u> 定員変更(10)
情報システム学科	<u>110</u>	—	<u>440</u> 定員変更(30)
情報マネジメント学科	80	—	320
環境学部			
建築デザイン学科	110	—	440
地球環境学科	100	—	400
食健康科学科	<u>80</u>	—	<u>320</u> 定員変更(△10)
計	1,100		4,400
広島工業大学大学院			
博士後期課程			
知的機能科学専攻	8	—	24
博士前期課程			
電気電子工学専攻	10	—	20
機械システム工学専攻	10	—	20
建設工学専攻	10	—	20
情報システム科学専攻	10	—	20
環境学専攻	10	—	20
生命機能工学専攻	10	—	20
計	68		144



広島県における位置関係の図面



定期バス 所要時間 片道 約40分

五日市キャンパス（本部）



五日市キャンパス（三宅キャンパス）は、広島工業大学の全学生が集うメインキャンパスです。工学部・情報学部・環境学部・生命学部・大学院工学系研究科の研究室、ゼミ室、講義室のほか、附属図書館、体育館、茶室、ラグビー場などがあります。

広域マップ





五日市駅から

電車

広電（広島電鉄）宮島線「広電宮島口」方面行きに乗車

↓

「楽々園」下車

↓

徒歩15分

バス

五日市駅南口発「楽々園」経由「東観音台団地」「湯来温泉」方面行きに乗車

↓

「広島工大入口」下車

↓

徒歩3分

五日市駅からスクールバスが運行しています。

▶ [詳しくはこちら](#)

タクシー

タクシー乗車（約12分、約900円）

廿日市駅から

タクシー乗車（約10分、約800円）

広島港から

広電「比治山下経由・広島駅」行きに乗車

↓

「広島駅」下車（約30分）

↓

JR山陽本線下り（岩国方面）に乗り換え

↓

「五日市駅」下車

↓

ここから先は上記「[五日市駅から](#)」を参照

お問い合わせ

TEL：082-921-3121

受付：月～金8:30～17:00 土8:30～12:30

住所：〒731-5193 広島市佐伯区三宅2-1-1

■校舎・運動場等の配置図

(五日市キャンパス 校地図)

赤ラインが敷地を示す

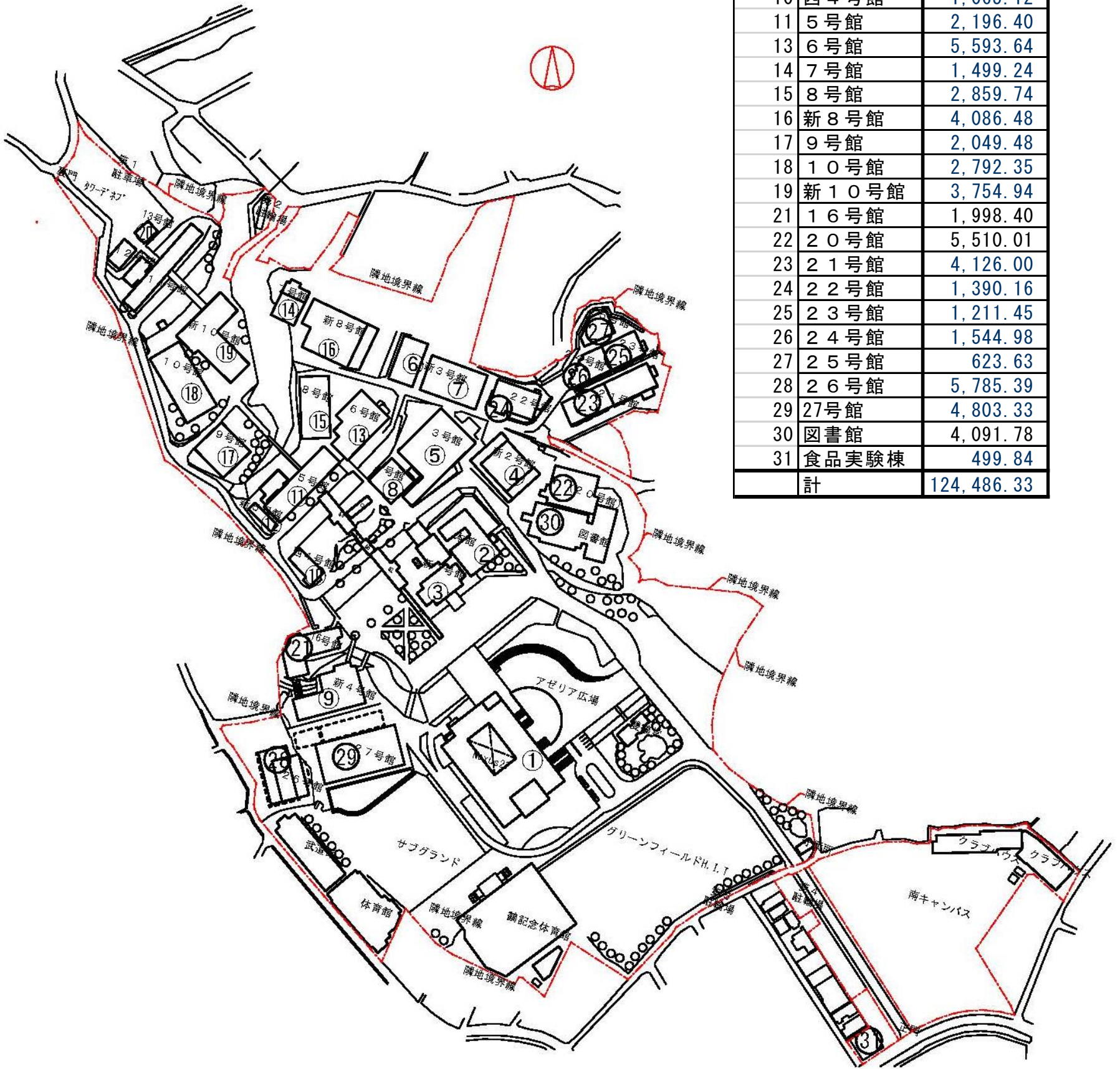
校舎敷地	116,281.73	m ²
運動場用地	30,745.06	m ²
その他	22,913.37	m ²
その他校舎周辺	9,595.72	m ²
合計	179,535.88	m ²



■校舎の面積

(広島工業大学 五日市キャンパス)

赤ラインが敷地を示す

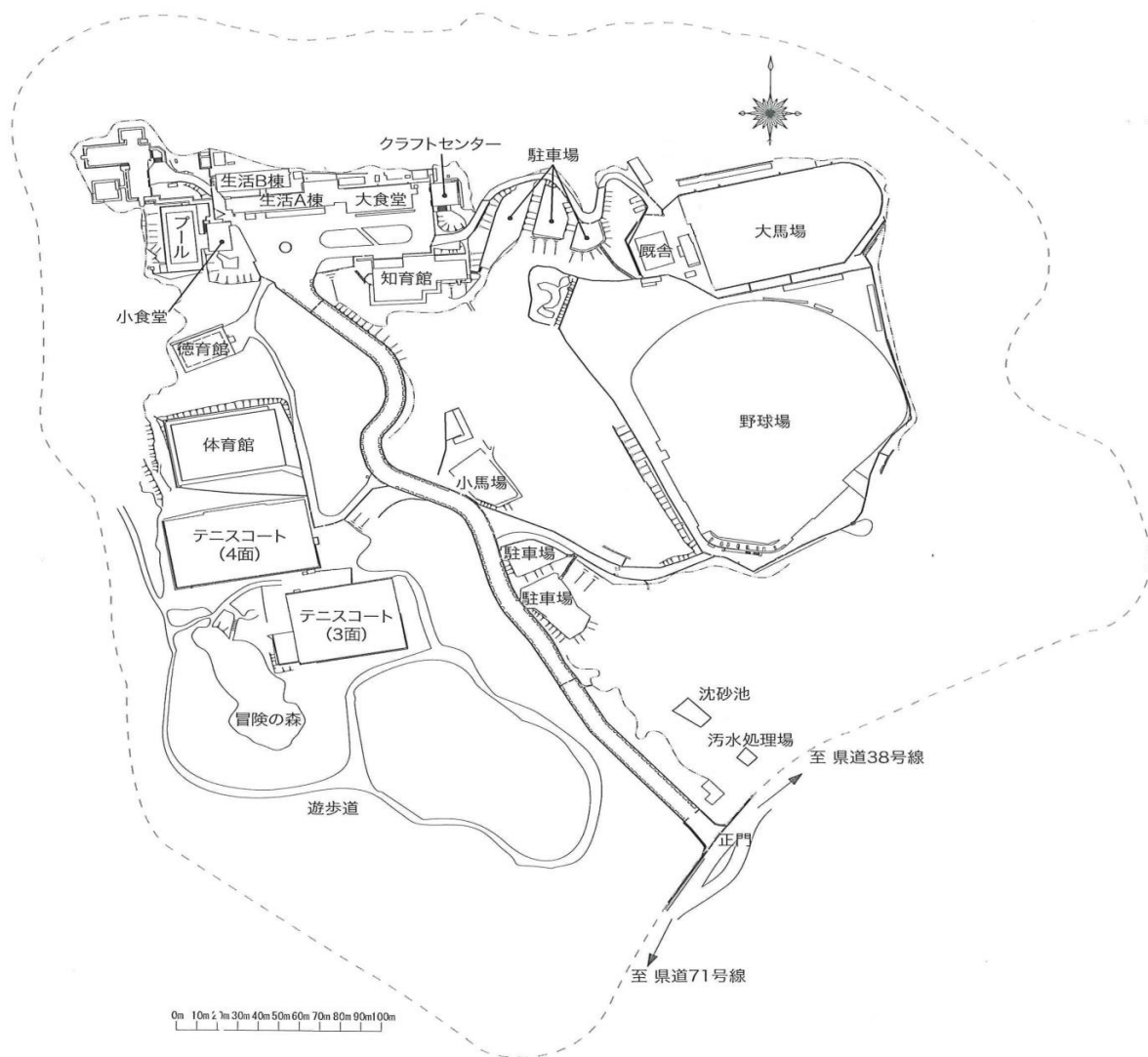


五日市キャンパス		専用 校舎 (㎡)
1	Nexus21	35,195.32
2	本館	3,169.63
3	新1号館	7,173.81
4	新2号館	3,964.98
5	3号館	5,105.26
6	新3号館研究	1,644.95
7	新3号館実験	3,302.32
8	4号館	954.84
9	新4号館	6,492.86
10	西4号館	1,065.12
11	5号館	2,196.40
13	6号館	5,593.64
14	7号館	1,499.24
15	8号館	2,859.74
16	新8号館	4,086.48
17	9号館	2,049.48
18	10号館	2,792.35
19	新10号館	3,754.94
21	16号館	1,998.40
22	20号館	5,510.01
23	21号館	4,126.00
24	22号館	1,390.16
25	23号館	1,211.45
26	24号館	1,544.98
27	25号館	623.63
28	26号館	5,785.39
29	27号館	4,803.33
30	図書館	4,091.78
31	食品実験棟	499.84
	計	124,486.33

■校舎・運動場等の配置図

(広島工業大学 沼田キャンパス 校地図)

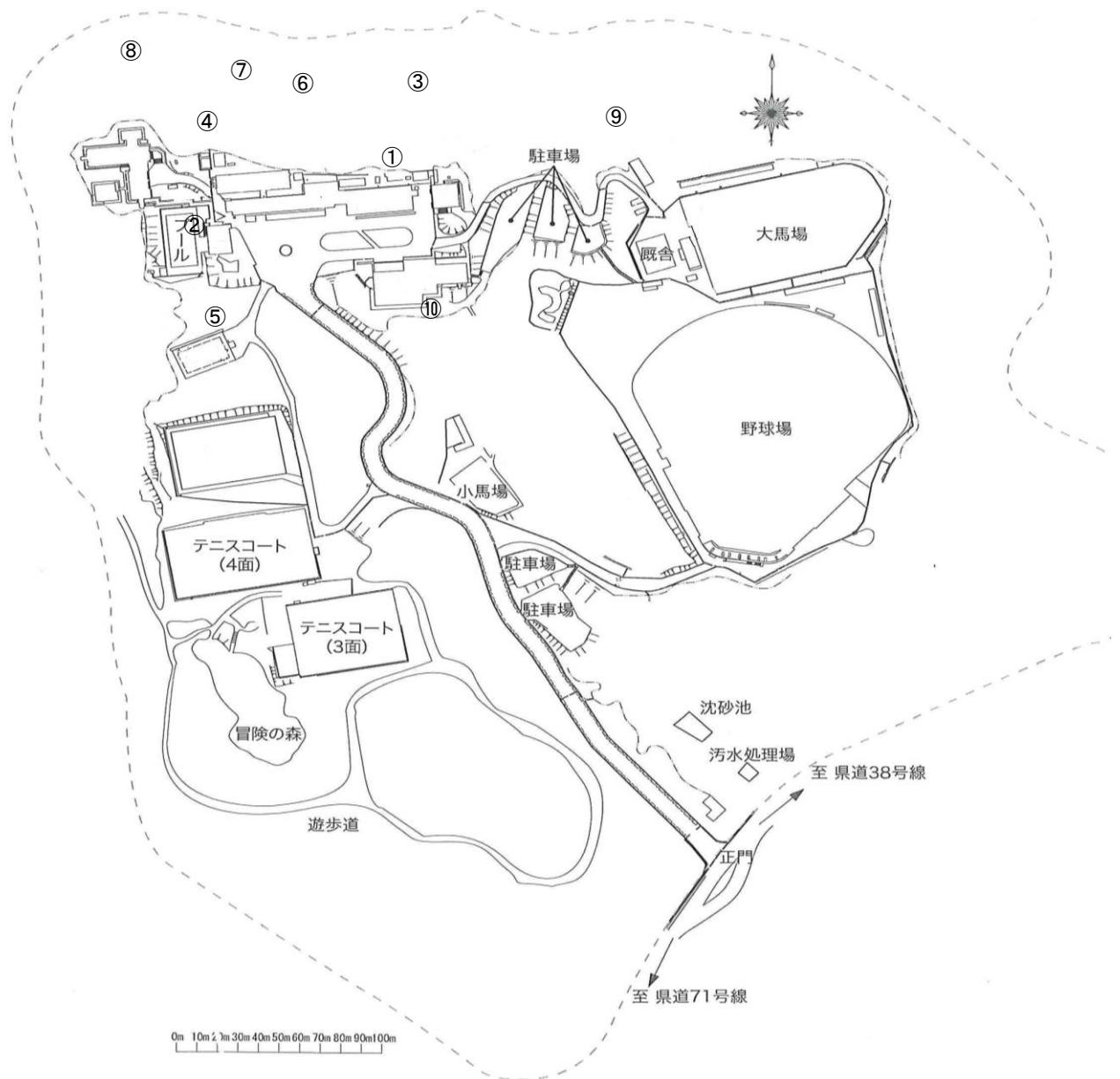
校舎敷地	72,848.14 m ²
運動場用地	62,301.69 m ²
その他	64,304.03 m ²
合計	199,453.86 m ²



■校舎の面積

(広島工業大学 沼田キャンパス)

知育館	2,856.71 m ²
徳育館	258.00 m ²
クラフトセンター	559.18 m ²
合計	3,673.89 m ²



キャンパス案内



広島工業大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 広島工業大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園の建学の精神「教育は愛なり」及び教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に基づいて、工学、情報学及び環境学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（学部、学科及び収容定員）

第2条 本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

(1) 工学部

電子情報工学科	入学定員	110名	収容定員	440名
電気システム工学科	入学定員	90名	収容定員	360名
機械情報工学科	入学定員	120名	収容定員	480名
環境土木工学科	入学定員	70名	収容定員	280名
建築工学科	入学定員	110名	収容定員	440名

(2) 情報学部

情報工学科	入学定員	120名	収容定員	480名
情報システム学科	入学定員	110名	収容定員	440名
情報マネジメント学科	入学定員	80名	収容定員	320名

(3) 環境学部

建築デザイン学科	入学定員	110名	収容定員	440名
地球環境学科	入学定員	100名	収容定員	400名
食健康科学科	入学定員	80名	収容定員	320名

（人材の養成に関する目的）

第2条の2 前条に定める各学部及び各学科の人材の養成に関する目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工学部は、ものづくりに関する専門的な知識と先進的なデジタル技術を融合させた学びに基づき、社会の持続的発展と産業界をリードする技術者として、デジタル技術を活用して課題を発見し解決することで、新たな価値を創造しようとする「ものづくり人材」の養成

① 電子情報工学科の電子情報工学コースは、高度情報社会の持続的な発展を支える電子デバイス、回路・通信、情報ネットワークからなる電子情報の基盤技術を修得し、産業界やヘルスケアなどへの展開も可能な先端計測技術を身に付け、豊かな教養と倫理観と社会に奉仕する意欲と思いやりを備え、自発的に行動できる人材の養成、臨床工学コースは、医療に関連する工学の基本的かつ専門的な知識を修得し、医療人としての医療機器の操作・保守・管理技術を兼ね揃え、科学的思考力と倫理観、そして社会に奉仕する意欲と思いやりのある豊かな人間力をもって自発的に行動できる人材の養成

② 電気システム工学科は、電気システム工学とデジタル技術の融合を進め、電力システムを基盤としたカーボンニュートラルや再生可能エネルギーなどのグリーンエネルギーと、それを支えるスマートシステム及び通信システムに関する幅広い専門知識と技術を身に付け、社会に奉仕する倫理観と責任感を持って、課題を発見し仲間とともに解決する力と未来に向けて挑戦する意欲を持つ人材の養成

③ 機械情報工学科は、機械工学と情報工学とを融合させた専門科目の学修により、新時代の情

報技術を活用できる技術者である機械情報技術者として、ロボット・モビリティ・新素材の分野で、ものづくり DX を展開できる専門知識を有し、さらに機械情報技術者に相応しい人間性及び倫理観をもって、より便利で快適に暮らせる社会づくりに貢献する人材の養成

- ④ 環境土木工学科は、大規模自然災害の増加や社会基盤施設の老朽化を踏まえた安全・安心な社会基盤施設の整備と、快適で豊かな市民生活を見据えた環境共生型社会の構築に必要な技術を併せ持つ土木技術者として、構造物の設計・施工と保全、環境の保全と再生及び都市空間の計画と防災の専門知識を有し、デジタル技術と融合した新たな土木技術で社会に奉仕する倫理観を持った人材の養成
 - ⑤ 建築工学科は、技術革新と経験工学に基づいて高度に進化してきた我が国の建築技術を基盤として、建築に携わる技術者にとって必要な建築構造、生産・維持管理・材料、計画、環境・設備等の専門分野の知識と幅広い教養、他者と協働できる人間性を総合的に備え、いかなる状況でも責任感と倫理観をもって行動できる人材の養成
- (2) 情報学部は、情報学の高度な専門知識を修得するとともに、情報学に関わる先端技術及びその実践力を身に付け、高度情報化社会の形成に貢献しリードする「デジタル人材」の養成
- ① 情報工学科は、現代社会を支える基盤となる情報技術の中でも、特に IoT (Internet of Things) や情報通信ネットワークに関わる先端技術及びその実践力を身に付け、それらの知識や技術力を駆使しながら高度情報化社会の発展にソフトウェア及びハードウェアの両面から寄与できる倫理観を持った人材の養成
 - ② 情報システム学科は、現代社会のインフラである情報システムを企画・設計・開発・運用するために必要な知識を身に付け、知能メディアデザイン及び Web システムデザインの二つの専門分野に関わる先端技術とその実践力を修得し、高度情報化社会の創造に貢献できる倫理観を持った人材の養成
 - ③ 情報マネジメント学科は、データを収集・加工・分析し、ビジネスの意思決定に活用するための技術的スキルや、問題解決能力・コミュニケーション能力などを持ち合わせ、情報学を中心に、経営工学やデータサイエンスに関わる幅広い教養と専門知識を身に付け、経営課題や社会課題の解決に寄与できる倫理観を持った人材の養成
- (3) 環境学部は、人間の生活と健康を支える自然環境と社会環境に関わる幅広い教養と専門知識を身に付け、持続可能な社会創造をリードする環境志向の技術系人材である「グリーン人材」の養成
- ① 建築デザイン学科は、自然科学と人文・社会科学を横断する視点で居住環境をめぐる課題を捉え、持続可能な居住環境の創造をリードする建築技術者を「グリーン人材」として養成することを目的とし、建築情報技術を活用した建築計画、建築環境、建築構造、建築生産や木工・インテリアの学修を通して、建築デザインに関わる幅広い教養と専門知識を身に付け、高い倫理観を持って社会に貢献できる人材の養成
 - ② 地球環境学科は、地球生態系に関わる環境問題に対応し、自然環境と共生する持続可能な社会の構築をリードする技術系人材を「グリーン人材」として養成することを目的とし、地球科学、環境共生、環境情報の幅広い学術分野に基づき、地上や宇宙空間から多角的に地球環境を観測・分析し、適確な評価及び施策立案に資するための総合的な専門的素養を修得し、高い倫理観を持って社会に貢献できる人材の養成
 - ③ 食健康科学科は、食と健康に支えられた持続可能な社会の創造をリードする技術系人材を「グリーン人材」として養成することを目的とし、食資源の育成や開発利用、殺菌や新規な加工法を探究する食品製造、食と運動の関係を探究する健康科学の学修を通して、食と健康に関

わる幅広い教養と専門知識を身に付け、高い倫理観を持って社会に貢献できる人材の養成
(修業年限)

第3条 本大学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第4条 学生は、8年の在学期間を超えて在学することができない。ただし、第19条第1項、第19条の2第1項及び第20条第1項の規定により入学した学生の在学できる年数は、別に定めるところによる。

(学位)

第5条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(大学院)

第5条の2 本大学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別にこれを定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、特別な事情があると認めた場合、前項に定める学期の期間を変更することができる。

3 第1項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。この場合における前期前半を第1クォーター、前期後半を第2クォーター、後期前半を第3クォーター及び後期後半を第4クォーターとする。

(休業日)

第8条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月4日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月19日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業 2月21日から3月31日まで

2 学長は、特別な事情があると認めた場合、前項第3号から第6号までに定める休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

4 学長が教育上必要と認めた場合、休業日に授業を行うことができる。

第3章 授業科目及び単位数

(授業科目の区分等)

第9条 授業科目の区分は、リベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目、専門教育科目、教職課程に係る教職に関する科目及びリメディアル科目とする。

2 教育課程は、リメディアル科目を除く各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、

各学年に配当し編成する。

(高次レベル科目)

第9条の2 前条第1項に定める専門教育科目に高次レベル科目を置く。

(プール科目)

第9条の3 第9条第1項に定めるリベラルアーツ教育科目にプール科目を置く。

2 プール科目は、「プールA」及び「プールB」の科目群に分類する。

(授業の方法)

第9条の4 授業は、講義、演習、実験又は実習のいずれか若しくはこれらの併用により行う。

2 前項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に定める授業の一部を、本大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第10条 第9条第1項に定めるリベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目及び専門教育科目は、工学部にあつては別表1、情報学部にあつては別表2及び環境学部にあつては別表3に定めるとおりとする。

2 第9条第1項に定める教職課程に係る教職に関する科目は、別表4に定めるとおりとする。

3 工学部、情報学部及び環境学部における1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、単位の計算基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 講義については、別表1から別表3の教育課程表に定める15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実験については、別表1から別表3の教育課程表に定める30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、別表1から別表3の教育課程表に定める30時間の授業をもって1単位とする。

4 教職課程に係る教職に関する1単位の授業科目は、前項の規定を準用する。

5 第9条第1項に定めるリメディアル科目は次のとおりとし、単位は設定しない。

学部	学科	授業科目名	
工学部	電子情報工学科	「数学I・A・II・B(リメディアル)」	
	電気システム工学科		
	機械情報工学科		
	環境土木工学科		
情報学部	建築工学科	「数学I・A(リメディアル)」	
	情報工学科		「数学I・A・II・B(リメディアル)」
	情報システム学科		「数学I・A(リメディアル)」
環境学部	情報マネジメント学科	「数学I・A・II・B(リメディアル)」	
	建築デザイン学科	「数学I・A(リメディアル)」	
	地球環境学科		
食健康科学科			

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第13条の2 削除

第13条の3 削除

第14条 削 除

第4章 入学、再入学、学士入学、編入学、休学、留学、転学部、転学科、転学及び退学

(入学)

第15条 入学は、学年の始めとする。

第16条 本大学の第1年次学生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規程（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第17条 前条の規定により入学を志願する者は、入学志願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて本大学に願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

3 前2項の規定は、第19条、第19条の2及び第20条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第18条 入学志願者について、所定の選考を行う。

(再入学)

第19条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続きを経て再入学を願出たときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本大学を第30条により退学し、再入学を願出た者
- (2) 第41条第2号により除籍された者で、別に定める規程により再入学を願出た者
- (3) 学長が前各号に準じると認められた者

(学士入学)

第19条の2 本大学に学士入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、学士入学の取扱いに関し必要な事項は、学士入学規程の定めるところによる。

(編入学)

第20条 本大学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可す

ることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、編入学の取扱いに関し必要な事項は、編入学規程の定めるところによる。

第21条 入学を許可すべき者は、教授会の議を経て学長が定める。

(入学手続)

第22条 第18条、第19条、第19条の2及び第20条に定めるところにより入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる手続きを完了しなければならない。

- (1) 別に定める書類の提出
- (2) 所定の入学金、授業料、施設設備資金その他諸納入金の納入

- 2 前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(休学)

第23条 学生は、疾病その他の事由により、引き続き3か月以上修学を中止しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書並びに在籍料を添えて、保証人連署をもって学長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

- 2 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が教授会の議を経て期間を定め休学を命ずる。

第24条 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可する。

第25条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

第26条 休学期間は、休学した日を含む学期の全てを休学したものとして取扱い、第4条の在学期間に算入しない。

第27条 休学期間内であっても、事由が消滅し修学しようとするときは、修学願を提出して学長の許可を受け、修学することができる。

(留学)

第28条 学生が、本大学と学生交流に関する協定を締結している外国の大学に留学を願い出た場合、学長は、教授会の議を経て、留学を許可する。

- 2 前項に定める留学の期間は、原則として1年以内とし、当該期間は、第4条に規定する在学期間に算入する。
- 3 前2項に定めるもののほか、留学については別に定める。

(転学部及び転学科)

第29条 学生が、所属学科から他の学部又は同一学部の他の学科へ転学部又は転学科を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に転学部又は転学科を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、転学部及び転学科については、別に定める規程による。

(転学)

第29条の2 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 学生が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

第5章 授業科目の履修、単位修得の認定、進級制限、卒業及び教員免許状

(コースの履修方法)

第31条 電子情報工学科に電子情報工学コース及び臨床工学コースを置き、その履修方法については、別に定める。

(トラック制度)

第31条の2 第2条に定める各学科にトラック制度を設けるものとする。

2 前項に定めるトラック制度に関する取扱いは、別に定める。

(履修の要件及び単位修得)

第32条 学生は、在学中所定の授業科目の履修申請を行い、単位を修得しなければならない。

2 卒業の要件として修得すべき単位数について、年間に履修申請を行うことができる単位数の上限は、各年次とも、次のとおりとする。

<電子情報工学科臨床工学コース以外の学科・コース>

学生の種類	対象期間	年間
基本トラックの学生		46 単位
発展トラックに認定された学生		48 単位

<電子情報工学科臨床工学コース>

学生の種類	対象期間	年間
全学生		52 単位

3 別に定める学生については、前項に定める単位数の上限を超えて履修申請を行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、履修に関する要件等については、別に定める。

(単位修得の認定)

第33条 学則第34条の2に定める成績の評価において合格した授業科目については、認定の上、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、学生が本大学に入学する前に行った第33条の4に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第33条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条の4 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

(規程への委任)

第33条の5 前3条に規定する単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(認定単位数の上限)

第33条の6 第33条の2第1項及び同条第2項の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位(本大学において修得した単位数を除く)とする。ただし、再入学、編入学及び学士入学した者(以下「再入学者等」という。)の取扱いは、第3項の定めるところによる。

2 第33条の3及び第33条の4の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位とする。

3 再入学者等に対する第 33 条の 2、第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 の規定により認定する単位数の上限は、合わせて 62 単位とする。

4 自由科目として認定する科目の単位数は、前 3 項に定める上限単位数に含めないものとする。

第34条の1 単位修得の認定は、試験その他によって行う。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(成績の評価)

第34条の2 授業科目の評価は、@、A、B、C、D、P の評語をもって表し、@、A、B、C、P を合格とし、D を不合格とする。

2 前項に定める評価基準は、学業成績評価原表の作成及び提出に関する規程の定めるところによる。

(GP 制度)

第34条の3 学生が履修し、修得した成績に沿った学修に関する指導を行うために GP 制度を定めるものとする。

2 GP 制度に関して必要な事項は、GP 制度に関する取扱い規程の定めるところによる。

(進級)

第34条の4 1 年次末において、在学期間が 1 年以上の者は、2 年次へ進級できるものとする。

2 2 年次末において、リメディアル科目に合格するとともに、学則第35条に定める卒業に必要な単位数（以下「卒業単位数」という。）を 64 単位以上修得し、在学期間が 2 年以上の者は、3 年次へ進級できるものとする。

3 3 年次末において、卒業単位数を 104 単位以上修得し、在学期間が 3 年以上の者は、4 年次へ進級できるものとする。

(卒業)

第35条 工学部の学生にあつては、本大学に 4 年以上在学し、別表 1 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計 124 単位以上を修得するとともに、分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
電子情報工学科	必修科目 10 単位、選択科目 14 単位以上の合計 24 単位以上
電気システム工学科	
機械情報工学科	
環境土木工学科	
建築工学科	

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
電子情報工学科	<電子情報工学コース> 必修科目 47 単位、選択科目 53 単位以上の合計 100 単位以上 <臨床工学コース> 必修科目 99 単位、選択科目 1 単位以上の合計 100 単位以上	—
電気システム工学科	必修科目 56 単位、選択科目 44 単位以上の合計 100 単位以上	「グリーンエネルギー」「通信システム」及び「スマートシステム」の各分野から各 4 単位以上修得
機械情報工学科	必修科目 63 単位、選択科目 37 単位以上の合計 100 単位以上	—
環境土木工学科	必修科目 58 単位、選択科目 42 単位以上の合計 100 単位以上	—

建 築 工 学 科	必修科目 65 単位、選択科目 35 単位以上の合計 100 単位以上	—
-----------	-------------------------------------	---

2 情報学部の学生にあつては、本大学に4年以上在学し、別表2に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計124単位以上を修得した者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
情 報 工 学 科	必修科目 10 単位、選択科目 14 単位以上の合計 24 単位以上
情報システム学科	
情報マネジメント学科	

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
情 報 工 学 科	必修科目 42 単位、選択科目 58 単位以上の合計 100 単位以上
情報システム学科	必修科目 45 単位、選択科目 55 単位以上の合計 100 単位以上
情報マネジメント学科	必修科目 43 単位、選択科目 57 単位以上の合計 100 単位以上

3 環境学部の学生にあつては、本大学に4年以上在学し、別表3に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い、合計124単位以上を修得した者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
建 築 デ ザ イ ン 学 科	必修科目 10 単位、選択科目 14 単位以上の合計 24 単位以上
地 球 環 境 学 科	
食 健 康 科 学 科	

(2) 社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数
建 築 デ ザ イ ン 学 科	必修科目 51 単位、選択科目 49 単位以上の合計 100 単位以上
地 球 環 境 学 科	必修科目 46 単位、選択科目 54 単位以上の合計 100 単位以上
食 健 康 科 学 科	必修科目 48 単位、選択科目 52 単位以上の合計 100 単位以上

4 削 除

5 前各項に定める卒業に必要な単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する規程に定めるメディア授業科目の修得単位数は、60 単位を超えないものとする。

(前期末卒業)

第35条の2 年度末に卒業と認定されなかった者が、次年度前期末に前条に定める卒業の要件を満たした場合、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(教員免許状)

第35条の3 教員免許状の取得を志望する者は、教育職員免許法及び同法施行規程に定めるところにより、別に定める教職課程に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科	教員免許状の種類及び免許教科
工学部	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状 工業 高等学校教諭一種免許状 情報
	電気システム工学科	高等学校教諭一種免許状 工業 高等学校教諭一種免許状 情報
	機械情報工学科	高等学校教諭一種免許状 工業 高等学校教諭一種免許状 情報
	環境土木工学科	高等学校教諭一種免許状 工業
	建築工学科	高等学校教諭一種免許状 工業
情報学部	情報工学科	高等学校教諭一種免許状 情報
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状 情報
	情報マネジメント学科	高等学校教諭一種免許状 情報
環境学部	建築デザイン学科	高等学校教諭一種免許状 工業
	地球環境学科	中学校教諭一種免許状 理科 高等学校教諭一種免許状 理科 高等学校教諭一種免許状 情報
	食健康科学科	高等学校教諭一種免許状 理科

第6章 表彰、懲戒及び除籍

(表彰)

第36条 学生が他の模範となる行為をしたときは、学長が教授会の議を経てこれを表彰する。

(懲戒)

第37条 学生が本大学の諸規程に違反し学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為などをしたときは、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

第38条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 訓告
- 停学
- 退学

第38条の2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第39条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、懲戒により退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて欠席が多い者
- (3) 本大学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第40条 削除

(除籍)

第41条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て除籍する。

- (1) 第4条の在学期間を修学しても卒業の認定を得られない者
- (2) 諸納入金の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金等

(納入金)

第42条 本大学の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|--------|---|
| (1) 入学検定料 | | 30,000 円 |
| (2) 入学金 | | 250,000 円 |
| (3) 授業料 | | 1,120,000 円 |
| (4) 施設設備資金 | 1 年次 | 220,000 円 (ただし、工学部電子情報工学科の臨床工学コースは 320,000 円) |
| | 2 年次以降 | 260,000 円 (ただし、工学部電子情報工学科の臨床工学コースは 360,000 円) |

2 第23条第1項に定める在籍料は、次のとおりとする。

在 籍 料 (月額) 10,000 円

第43条 削 除

第44条 第42条の諸納入金及びその他の諸納入金は、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 所定の期日までに諸納入金の納入を怠っている者には、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書を読覧することを禁止することがある。

第45条 休学期間中は、授業料及び施設設備資金の納入を免除する。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第46条 転学、退学、懲戒退学又は除籍された者の、当該期分の諸納入金は納入しなければならない。

2 停学期間中の諸納入金は、納入しなければならない。

第47条 在学中の諸納入金に変更のあったときは、新たに定められた金額をその期から納入しなければならない。

第48条 既納の諸納入金は、一切返還しない。ただし、新たに入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、第42条に定める授業料及び施設設備資金等の返還を求めた場合の取扱いは、別に定める。

第8章 研究生、科目等履修生、派遣学生、単位互換履修生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本大学において、特定の教員の指導のもとに研究することを願い出た者がいるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として許可する。

(科目等履修生)

第49条の2 本大学生以外の者が本大学の一又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、選考のうえ科目等履修生として許可する。

(派遣学生及び単位互換履修生)

第49条の3 学生が、単位互換協定を締結している大学又は短期大学(高等専門学校を含む。)の指定する授業科目について履修を願い出たときは、派遣学生として履修を許可することができる。

2 本大学が単位互換協定を締結している大学又は短期大学(高等専門学校を含む。)の学生が、本大学の指定する授業科目について履修を願い出たときは、単位互換履修生として履修を許可することができる。

3 前2項に関する規程は別に定める。

(委託生)

第50条 公共団体その他の機関から本大学の特定の授業科目について修学を委託されたときは、選考のうえ委託生として許可する。

(外国人留学生)

第51条 日本国に留学のため入国を許可された者で、次の各号の一に該当する入学資格を有する外国人は、選考の上、外国人留学生として入学することができる。

(1) 第16条に定める資格を有する者

(2) 学士入学規程第2条に定める資格を有する者

(3) 編入学規程第2条に定める資格を有する者

2 前項第2号及び第3号に定める入学資格を有する者の選考等については、学士入学規程並びに編入学規程の定めるところによる。

3 前各項に定めるものの他、外国人留学生に関する事項は、外国人留学生規程の定めるところによる。

第51条の2 削除

第52条 前6条に関する規定は、別に定める。

第9章 特待生

(特待生)

第53条 人間力を有し、かつ、学業成績が特に優秀な者を特待生とする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第54条 削除

第55条 削除

第10章 教育研究実施組織

(教職員)

第56条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び経営事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、本大学に、副学長、学長補佐、学部長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項に定める者の職務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2) 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(4) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(5) 経営事務職員は、事務に従事する。

4 前項に定める者以外の職務等については、別に定める。

第11章 協議会及び教授会

(協議会)

第57条 本大学に、大学における基本問題、長期計画等に関する事項の協議並びに学部その他の機関の連絡調整を行うために、協議会を置く。

2 協議会に関する規程は、別にこれを定める。

(教授会)

第58条 本大学の学部、に、教授会を置く。

2 教授会は、基幹教員(助手を除く。)をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の方に出席を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、教員の資格審査に関する事項、その他別段の定めのある事項を審議す

る場合の構成は、教授のみとする。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、再入学、編入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会に関する規程は、別に定める。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第12章 附属図書館等

(附属図書館等の設置)

第62条 本大学に、附属図書館、教学支援機構、HIT教育機構、研究支援機構、教学IRセンター、SDGs推進センター、地域防災減災教育研究推進センター、IoT・AI・データサイエンス教育研究推進センター、フードテック教育研究推進センター、体育館、工作センター、学生相談室、人権室及び沼田校舎を置く。

2 前項の施設の管理運営に関する規程は、別に定める。

第13章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第63条 本大学に、保健並びに厚生に関する諸施設を設ける。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(健康診断)

第64条 教職員及び学生の保健のため、健康診断を定期に行う。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第65条 学生のために寄宿舍を設けることができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第15章 その他

(改廃)

第66条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会において決定する。

(雑則)

第67条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が総長と協議のうえ、別に定める。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 46 年度以前の入学生にかかる諸納入金については、第 45 条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 47 年度以前の入学生にかかる第 9、10、11、12、13 及び 35 条の教育課程に関する規定については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 49 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 50 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2 入学金及び授業料は、昭和 51 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行し、昭和 52 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行し、入学金は昭和 53 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行し、昭和 53 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 2 月 1 日から施行し、昭和 54 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年度以前の入学生にかかる第 9、10、11、12、13 及び第 35 条の教育課程に関する規定については、なお以前の例による。

附 則

この学則は、昭和 56 年 2 月 20 日から施行し、昭和 56 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 3 月 8 日から施行し、昭和 57 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行し、同日現在在籍する学生から適用する。ただし、昭和 57 年度以前の入学生については、第13条、第13条の2 及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。
- 2 この学則（以下「新学則」という。）において、新学則の施行前の学則（以下「旧学則」という。）における授業科目のうち、「数学Ⅳ」とあるのは「応用数学Ⅰ」、「数学Ⅴ」とあるのは「応用数学Ⅱ」、「数学Ⅵ」とあるのは「応用数学Ⅲ」及び「数学Ⅶ」とあるのは「応用数学Ⅳ」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 新学則を適用する場合において、前項に規定する旧学則の授業科目を修得しているときは、新学則により読み替える当該授業科目を修得したものとみなす。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 2 日から施行する。ただし、第 18 条、第 22 条及び第 42 条の改正規定については、昭和 58 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 1 月 19 日から施行し、昭和 59 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 1 月 26 日から施行し、昭和 60 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 5 月 14 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 7 月 29 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。ただし、昭和 60 年度以前の入学生に係る第 31 条のコースに関する規定、第 9 条から第 14 条まで及び第 35 条の教育課程に関する規定並びに第 34 条の 3 の進級制限に関する規定については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 61 年 1 月 25 日から施行し、昭和 61 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行し、昭和 62 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 11 月 19 日から施行し、昭和 63 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 6 月 27 日から施行し、昭和 64 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 11 月 28 日から施行する。ただし、第26条の休学期間に係る規定及び第42条の納入金に係る規定については、昭和 64 年度入学生から適用し、昭和 63 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年 2 月 13 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成元年 7 月 17 日から施行し、昭和 61 年度以降入学生に、平成 2 年度から適用する。ただし、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項別表 1 に規定する教職に関する専門教育科目の教育課程表及び第 35 条の 2 の規定については、平成 2 年度入学生から適用し、平成元年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年 12 月 11 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 2 年 12 月 10 日から施行し、平成 3 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 15 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 6 月 17 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 6 月 29 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、建築学科の入学定員は、平成 4 年度から平成 11 年度の間 180 名とする。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 14 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 4 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 6 月 22 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 4 年 11 月 30 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 5 年 2 月 15 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境学部の入学定員は、第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 5 年度から平成 11 年度の間、180 人とする。
- 3 工学部建築学科の学生募集は、平成 4 年度限り停止する。この場合において、工学部建築学科の平成 5 年度から平成 7 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	入学定員	収容定員
平成 5 年度	0 名	420 名
平成 6 年度	0 名	280 名
平成 7 年度	0 名	140 名

- 4 工学部建築学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなったときの年度末をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 5 年 10 月 4 日から施行し、平成 6 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則（以下「新学則」という。）は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新学則は、平成 6 年度の工学部電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の入学生並びに平成 5 年度の工学部土木工学科入学生から適用する。
- 3 平成 4 年度以前の工学部土木工学科及び建築学科の入学生並びに平成 5 年度以前の工学部電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の入学生（以下「旧カリ学生」という。）に係る第 9 条及び第 10 条の教育課程に関する規定並びに第 35 条の卒業に関する規定については、なお従前の例による。
- 4 旧カリ学生が、新学則施行前の学則（以下「旧学則」という。）における第 9 条第 1 項に定める授業科目（以下「旧カリ科目」という。）について、別に定めるところにより、新学則における第 9 条第 1 項に定める授業科目を修得した場合は、旧カリ科目を修得したものとみなす。
- 5 旧カリ学生について、旧学則における第 35 条第 1 項第 1 号に定めるもののうち、人文分野、社会分野又は自然分野ごとの卒業に必要な単位数については、別に定める区分に従い、新学則における教養教育科目の単位をもって代えることができる。
- 6 平成 5 年度の工学部土木工学科の入学生について、旧学則により修得した授業科目は、別に定めるところにより、新学則により修得した授業科目とすることができる。

附 則

この学則は、平成 6 年 11 月 29 日から施行し、平成 7 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 6 月 12 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 7 年度入学生から適用する。ただし、第 20 条の規定は、平成 8 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 7 年 10 月 2 日から施行し、平成 8 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 10 条第 1 項に規定する別表第 2 の環境学部環境デザイン学科の「測量学」及び「測量学実習」については、平成 5 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 工学部各学科の平成9年度から平成11年度の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度
電子工学科	550名	540名	530名
電気工学科	550名	540名	530名
機械工学科	950名	940名	930名
建設工学科	600名	640名	680名
経営工学科	550名	540名	530名

- 3 工学部土木工学科の学生募集は平成8年度をもって停止し、当該学科は、在学生在がいなくなったときの年度末をもって廃止する。
- 4 第31条に定めるコースについては、平成9年度入学生から適用し、平成9年度前に入学した者のコースについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年11月19日から施行し、平成9年度入学生から適用する。ただし、再入学生及び編入学生については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行にあたって、工学部電子工学科及び電気工学科に在籍している平成5年度以前入学生の教育課程については、別に定めるところによる。
- 3 この学則の施行にあたって、平成8年度以前の環境学部環境デザイン学科の入学生（以下「旧カリ学生」という。）にかかる単位の計算基準、工学部授業科目の履修に関する取扱い及び卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧カリ学生が、第9条第2項に定める授業科目を別に定めるところにより受講し修得した場合は、入学時の教育課程表に定める授業科目を修得したものとみなす。
- 5 第10条第1項に規定する別表第1の工学部電子工学科・電気工学科の「からだの発達と健康」については、平成6年度入学生から適用する。
- 6 第10条第1項に規定する別表第1の工学部電子工学科・電気工学科の「国際社会とスポーツ」の授業科目の単位を修得している者の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 第10条第1項に規定する別表第1の工学部電子工学科の「応用電波工学」については平成6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成9年11月10日から施行し、平成10年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学生が、新学則第10条第1項別表第1に定める授業科目を履修する場合の取扱いは別に定める。
- 3 平成7年度以前の工学部電気工学科の入学生にかかる新学則第35条第1項第3号に定める卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、適用にあたっては次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 工学部電気工学科及び経営工学科の平成 6 年度以降の入学生から適用する。
- (2) 工学部土木工学科の平成 5 年度以降の入学生及び建設工学科の平成 9 年度以降の入学生から適用する。
- (3) 環境学部環境デザイン学科の平成 5 年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 10 年 8 月 31 日から施行し、平成 11 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、新学則第 20 条第 1 項及び第 2 項第 5 号の編入学に関する規程については、平成 12 年度入学生から適用する。
- 2 新学則第 20 条第 2 項第 5 号に定める者は、平成 6 年 6 月 21 日文科省告示第 84 号の規定により、専門士の称号の付与が認められた者並びに平成 6 年以前に文科省の定める基準を満たす専門課程を修了した者とする。
- 3 平成 10 年度以前の入学生が、新学則第 10 条第 1 項別表 2 に定める授業科目を履修する場合の取り扱いとは別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。
- 2 平成 11 年度以前の工学部の入学生（以下「旧カリ学生」という。）にかかる単位の計算基準、コースの履修方法及び卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 旧カリ学生が、第 9 条第 1 項に定める授業科目を別に定めるところにより受講し修得した場合は、入学時の教育課程表に定める授業科目を修得したものとみなす。
- 4 工学部の電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の学生募集は、平成 11 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 12 年度から平成 14 年度の学生定員は、第 2 条の規定に係わらず、次表のとおりとする。

学 科 年 度	電子工学科		電気工学科		機械工学科		経営工学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 12 年度	0 名	390 名	0 名	390 名	0 名	690 名	0 名	390 名
平成 13 年度	0 名	260 名	0 名	260 名	0 名	460 名	0 名	260 名
平成 14 年度	0 名	130 名	0 名	130 名	0 名	230 名	0 名	130 名

- 5 前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 環境学部環境デザイン学科の学生定員は、第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度の間、入学定員 180 名、収容定員 720 名とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。
- 2 工学部建設工学科の平成 11 年度入学生にかかる学則第 10 条第 1 項に定める別表 1 については、別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成 12 年 3 月 23 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 6 月 26 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 35 条の 2 並びに別表 1、別表 2（環境学部環境デザイン学科の教育課程表を除く。）及び別表 3 の規定は、平成 13 年度入学生から適用する。ただし、工学部知的情報システム工学科については、平成 12 年度入学生から適用する。
- 3 改正後の別表 2〔環境学部環境デザイン学科の教育課程表〕については、平成 11 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 1 月 29 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 3 月 26 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 24 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 35 条の 2 第 2 項、別表 1 及び別表 3 の規定は、電子・光システム工学科、電気・デジタルシステム工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の平成 14 年度以降の入学生について適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 2 月 25 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。
- 2 改正後の別表 3「教職に関する科目（工業・情報）」のうち「教職総合ゼミナール」については、平成 12 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 12 月 26 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 1 月 27 日から施行し、平成 15 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 3 月 19 日から施行し、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 5 月 26 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 7 月 31 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成 16 年 3 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 第35条第 1 項及び第 2 項に定める卒業に必要とする単位数並びに別表 1、2 については、平成 16 年度入学生から適用する。
- 第20条に定める編入学に関する規定は、平成 17 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 19 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第62条第 1 項に定める教育学習支援センターについては、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- この学則は、平成 17 年 8 月 3 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。
- 平成 17 年度以前入学生にかかる広島工業大学学則第 1 条、第 2 条、第 9 条、第10条、第31条、第35条及び第 35 条の 2 に関する取扱はなお従前の例による。
- 工学部電気・デジタルシステム工学科、建設工学科及び知的情報システム工学科並びに環境学部環境情報学科の学生募集は、平成 17 年度限り停止する。

この場合において、当該学科の平成 18 年度から平成 20 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	電気・デジタルシステム工学科		建設工学科		知的情報システム工学科		環境情報学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 18 年度	0 名	390 名	0 名	540 名	0 名	390 名	0 名	300 名
平成 19 年度	0 名	260 名	0 名	360 名	0 名	260 名	0 名	200 名
平成 20 年度	0 名	130 名	0 名	180 名	0 名	130 名	0 名	100 名

- 前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第20条に定める編入学の取扱いについては、平成 19 年度編入学者から適用する。
- 平成 17 年度以前入学生に係る第 34 条の 2 に定める成績の評価については、なお、従前の例による。
- 第 34 条の 3 に定める GPA 制度については、平成 18 年度入学生から適用する。
- 平成 17 年度以前入学生に係る旧学則第34条の 3 に定める進級制限は、平成 17 年度以降適用しないものとし、このことに伴う取扱いは、別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 9 月 21 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 6 月 22 日から施行し、平成 19 年度入学生から適用する。
- 平成 18 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 10 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いは、なお、従前の例による。
- 工学部電子・光システム工学科の学生募集は、平成 18 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 19 年度から平成 21 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学科 年度	電子・光システム工学科	
	入学定員	収容定員
平成 19 年度	0 名	270 名
平成 20 年度	0 名	180 名
平成 21 年度	0 名	90 名

- 4 工学部電気・デジタルシステム工学科、機械システム工学科、都市建設工学科及び建築工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地域環境学科の平成 19 年度から平成 21 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
電気・デジタルシステム工学科	350 名	340 名	330 名
機械システム工学科	490 名	500 名	510 名
都市建設工学科	310 名	300 名	290 名
建築工学科	340 名	360 名	380 名
環境デザイン学科	380 名	400 名	420 名
地域環境学科	300 名	280 名	260 名

- 5 工学部電子・光システム工学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部電子情報工学科及び情報学部情報工学科の平成 20 年度から平成 22 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
電子情報工学科	310 名	300 名	290 名
情報工学科	410 名	420 名	430 名

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。
- 2 工学部建設工学科の平成 16 年度及び平成 17 年度入学生の専門教育科目の卒業に必要な単位数の取扱いは、次のとおりとする。

社会建設工学コースの学生は、必修科目（コース必修を含む）54 単位、選択科目 42 単位以上の合計 96 単位以上とする。

建築工学コースの学生は、必修科目（コース必修を含む）60 単位、選択科目 36 単位以上の合計 96 単位以上とする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年度入学生から適用する。
- 平成 21 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 31 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いは、なお、従前の例による。
- 工学部電気・デジタルシステム工学科及び都市建設工学科並びに環境学部地域環境学科の学生募集は、平成 21 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 22 年度から平成 24 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学科 年度	電気・デジタル システム工学科		都市建設工学科		地域環境学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 22 年度	0 名	240 名	0 名	210 名	0 名	180 名
平成 23 年度	0 名	160 名	0 名	140 名	0 名	120 名
平成 24 年度	0 名	80 名	0 名	70 名	0 名	60 名

- 工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び建築工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地球環境学科の平成 22 年度から平成 24 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電子情報工学科	290 名	300 名	310 名
機械システム工学科	510 名	500 名	490 名
建築工学科	420 名	440 名	460 名
環境デザイン学科	450 名	460 名	470 名
地球環境学科	330 名	340 名	350 名

- 工学部電気・デジタルシステム工学科及び都市建設工学科並びに環境学部地域環境学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
- 平成 23 年度以前入学生にかかる広島工業大学学則第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2、第 10 条、第 31 条の 2、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いはなお従前の例による。
- 情報学部健康情報学科の学生募集は、平成 23 年度限り停止する。
この場合において、当該学科の平成 24 年度から平成 26 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわら

ず、次表のとおりとする。

学科 年度	健康情報学科	
	入学定員	収容定員
平成 24 年度	0 名	240 名
平成 25 年度	0 名	160 名
平成 26 年度	0 名	80 名

- 4 工学部電子情報工学科及び都市デザイン工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地球環境学科の平成 24 年度から平成 26 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電子情報工学科	300 名	300 名	290 名
都市デザイン工学科	300 名	300 名	290 名
環境デザイン学科	460 名	460 名	450 名
地球環境学科	340 名	340 名	330 名

- 5 情報学部健康情報学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。
- 第 23 条第 1 項及び第 42 条第 2 項の規定は、平成 23 年度以前入学生についても適用することができる。

附 則

この学則は、平成 24 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 9 条の 2、第 10 条、第 31 条の 2、第 32 条、第 33 条の 3、第 34 条の 3、第 34 条の 4、第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 42 条及び第 53 条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 工学部都市デザイン工学科及び環境学部環境デザイン学科の学生募集は、平成 27 年度限り停止する。
この場合において、当該学科の平成 28 年度から平成 30 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		都市デザイン工学科	入学定員 0 名	0 名
	収容定員	210 名	140 名	70 名
環境デザイン学科	入学定員	0 名	0 名	0 名
	収容定員	330 名	220 名	110 名

- 4 工学部建築工学科及び生命学部食品生命科学科の平成 28 年度から平成 30 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
-----	----------	----------	----------

建築工学科	470名	460名	450名
食品生命科学科	260名	280名	300名

- 5 工学部都市デザイン工学科及び環境学部環境デザイン学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年度以前の入学生にかかる第 33 条の 2、第 33 条の 3、第 33 条の 4、第 33 条の 5 及び第 33 条の 6 に関する取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年度以前の入学生にかかる第 10 条第 2 項及び第 35 条の 3 に関する取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 32 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 10 条、第 32 条、第 33 条の 6、第 34 条の 4、第 35 条及び第 35 条の 3 に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 情報学部知的情報システム学科の学生募集は、平成 31 年度限り停止する。

この場合において、当該学科の令和 2 年度から令和 4 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科		年 度		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的情報 システム学科	入学定員	0 名	0 名	0 名
	収容定員	300 名	200 名	100 名

- 4 環境学部地球環境学科の令和 2 年度から令和 4 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地球環境学科	310 名	300 名	290 名

- 5 情報学部知的情報システム学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附 則

この学則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前入学生にかかる第 2 条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 3 工学部建築工学科、環境学部建築デザイン学科及び生命学部食品生命科学科の令和 4 年度から令和 6 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
建築工学科	450 名	460 名	470 名
建築デザイン学科	410 名	420 名	430 名
食品生命科学科	300 名	280 名	260 名

- 4 第 10 条第 1 項に定める別表 1（工学部 環境土木工学科 教育課程表）の規定は、令和 2 年度入学生から適用する。
- 5 第 10 条第 2 項に定める別表 5（教職に関する科目）の規定は、令和 4 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前入学生にかかる第 2 条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 3 工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の令和 6 年度から令和 8 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
電子情報工学科	300 名	320 名	340 名
機械システム工学科	470 名	460 名	450 名
知能機械工学科	350 名	340 名	330 名

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度入学生から適用する。
- 2 令和 6 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 10 条、第 31 条、第 32 条、第 35 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3 及び第 42 条に関する取扱いは、なお従前の例による。
- 3 工学部機械システム工学科及び知能機械工学科、情報学部情報コミュニケーション学科並びに生命学部生体医工学科及び食品生命科学科の学生募集は、令和 6 年度限り停止する。

この場合において、当該学科の令和7年度から令和9年度の学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

年度	機械システム工学科		知能機械工学科		情報コミュニケーション学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
令和7年度	0名	350名	0名	260名	0名	330名
令和8年度	0名	230名	0名	170名	0名	220名
令和9年度	0名	110名	0名	80名	0名	110名

年度	生体医工学科		食品生命科学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
令和7年度	0名	180名	0名	180名
令和8年度	0名	120名	0名	120名
令和9年度	0名	60名	0名	60名

- 前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生在がいなくなった年度の末日をもって廃止する。
- 工学部電子情報工学科、電気システム工学科、機械情報工学科、環境土木工学科及び建築工学科、情報学部情報システム学科及び情報マネジメント学科並びに環境学部地球環境学科及び食健康科学科の令和7年度から令和9年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
電子情報工学科	340名	380名	420名
電気システム工学科	380名	400名	420名
機械情報工学科	120名	240名	360名
環境土木工学科	290名	300名	310名
建築工学科	470名	460名	450名
情報システム学科	70名	140名	210名
情報マネジメント学科	70名	140名	210名
地球環境学科	310名	340名	370名
食健康科学科	90名	180名	270名

附 則

- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 情報学部情報システム学科及び情報マネジメント学科の令和7年度から令和9年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
情報システム学科	80名	160名	240名
情報マネジメント学科	80名	160名	240名

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 電気システム工学科、環境土木工学科、情報工学科、情報システム学科及び食健康科学科の令和8年度から令和10年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度
電気システム工学科	380名	380名	380名
環境土木工学科	290名	290名	290名
情報工学科	450名	460名	470名
情報システム学科	190名	300名	410名
食健康科学科	170名	250名	330名

広島工業大学学則の変更の事由及び変更点

この度の工学部電気システム工学科及び環境土木工学科、情報学部情報工学科及び情報システム学科並びに環境学部食健康科学科の収容定員に係る学則変更届出に伴い、広島工業大学学則第2条（学部、学科及び収容定員）を次のとおり変更し、令和8年4月1日から施行する。

<変更点>

- ・ 工学部電気システム工学科の入学定員 110 名を 90 名に変更及び収容定員 440 名を 360 名に変更する。
- ・ 工学部環境土木工学科の入学定員 80 名を 70 名に変更及び収容定員 320 名を 280 名に変更する。
- ・ 情報学部情報工学科の入学定員 110 名を 120 名に変更及び収容定員 440 名を 480 名に変更する。
- ・ 情報学部情報システム学科の入学定員 80 名を 110 名に変更及び収容定員 320 名を 440 名に変更する。
- ・ 環境学部食健康科学科の入学定員 90 名を 80 名に変更及び収容定員 360 名を 320 名に変更する。

広島工業大学学則の一部改正 新旧対照表

新	旧																								
<p>(学部、学科及び収容定員)</p> <p>第2条 本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工学部</p> <p>電子情報工学科 入学定員 110名 収容定員 440名</p> <p>電気システム工学科 <u>入学定員 90名 収容定員 360名</u></p> <p>機械情報工学科 入学定員 120名 収容定員 480名</p> <p>環境土木工学科 <u>入学定員 70名 収容定員 280名</u></p> <p>建築工学科 入学定員 110名 収容定員 440名</p> <p>(2) 情報学部</p> <p>情報工学科 <u>入学定員 120名 収容定員 480名</u></p> <p>情報システム学科 <u>入学定員 110名 収容定員 440名</u></p> <p>情報マネジメント学科 入学定員 80名 収容定員 320名</p> <p>(3) 環境学部</p> <p>建築デザイン学科 入学定員 110名 収容定員 440名</p> <p>地球環境学科 入学定員 100名 収容定員 400名</p> <p>食健康科学科 <u>入学定員 80名 収容定員 320名</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 電気システム工学科、環境土木工学科、情報工学科、情報システム学科及び食健康科学科の令和8年度から令和10年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気システム工学科</td> <td><u>380名</u></td> <td><u>380名</u></td> <td><u>380名</u></td> </tr> <tr> <td>環境土木工学科</td> <td><u>290名</u></td> <td><u>290名</u></td> <td><u>290名</u></td> </tr> <tr> <td>情報工学科</td> <td><u>450名</u></td> <td><u>460名</u></td> <td><u>470名</u></td> </tr> <tr> <td>情報システム学科</td> <td><u>190名</u></td> <td><u>300名</u></td> <td><u>410名</u></td> </tr> <tr> <td>食健康科学科</td> <td><u>170名</u></td> <td><u>250名</u></td> <td><u>330名</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	電気システム工学科	<u>380名</u>	<u>380名</u>	<u>380名</u>	環境土木工学科	<u>290名</u>	<u>290名</u>	<u>290名</u>	情報工学科	<u>450名</u>	<u>460名</u>	<u>470名</u>	情報システム学科	<u>190名</u>	<u>300名</u>	<u>410名</u>	食健康科学科	<u>170名</u>	<u>250名</u>	<u>330名</u>	<p>(学部、学科及び収容定員)</p> <p>第2条 本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工学部</p> <p>電子情報工学科 入学定員 110名 収容定員 440名</p> <p>電気システム工学科 <u>入学定員 110名 収容定員 440名</u></p> <p>機械情報工学科 入学定員 120名 収容定員 480名</p> <p>環境土木工学科 <u>入学定員 80名 収容定員 320名</u></p> <p>建築工学科 入学定員 110名 収容定員 440名</p> <p>(2) 情報学部</p> <p>情報工学科 <u>入学定員 110名 収容定員 440名</u></p> <p>情報システム学科 <u>入学定員 80名 収容定員 320名</u></p> <p>情報マネジメント学科 入学定員 80名 収容定員 320名</p> <p>(3) 環境学部</p> <p>建築デザイン学科 入学定員 110名 収容定員 440名</p> <p>地球環境学科 入学定員 100名 収容定員 400名</p> <p>食健康科学科 <u>入学定員 90名 収容定員 360名</u></p>
区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度																						
電気システム工学科	<u>380名</u>	<u>380名</u>	<u>380名</u>																						
環境土木工学科	<u>290名</u>	<u>290名</u>	<u>290名</u>																						
情報工学科	<u>450名</u>	<u>460名</u>	<u>470名</u>																						
情報システム学科	<u>190名</u>	<u>300名</u>	<u>410名</u>																						
食健康科学科	<u>170名</u>	<u>250名</u>	<u>330名</u>																						

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容	P2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性	P2
	《情報工学科》	
	《情報システム学科》	
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	
	《情報工学科》	
	(ア) 教育課程の変更内容	P2
	(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容	P3
	(ウ) 教員組織の変更内容	P3
	(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容	P3
	《情報システム学科》	
	(ア) 教育課程の変更内容	P3
	(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容	P4
	(ウ) 教員組織の変更内容	P4
	(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容	P4

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

広島工業大学は、令和8年4月1日より収容定員を変更する。

- ・ 工学部電気システム工学科の入学定員 110 名を 90 名に変更及び収容定員 440 名を 360 名に変更する。
- ・ 工学部環境土木工学科の入学定員 80 名を 70 名に変更及び収容定員 320 名を 280 名に変更する。
- ・ 情報学部情報工学科の入学定員 110 名を 120 名に変更及び収容定員 440 名を 480 名に変更する。
- ・ 情報学部情報システム学科の入学定員 80 名を 110 名に変更及び収容定員 320 名を 440 名に変更する。
- ・ 環境学部食健康科学科の入学定員 90 名を 80 名に変更及び収容定員 360 名を 320 名に変更する。

広島工業大学全体の入学定員は、1,100 名、収容定員は 4,400 名であり、この収容定員変更の前後で広島工業大学全体の入学定員、収容定員の増減を伴わない。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

《情報工学科》

社会情勢の変化や志望者からの需要の変化により、定員に満たない学科がある一方で、情報工学科は多くの志願が集まり入学定員を超えて受入れている。このことから、この度の入学定員及び収容定員変更は、この現状に即すものである。

《情報システム学科》

社会情勢の変化や志望者からの需要の変化により、定員に満たない学科がある一方で、情報システム学科は、多くの志願が集まり入学定員を超えて受入れている。このことから、この度の入学定員及び収容定員変更は、この現状に即すものである。

また、情報システム学科は、文部科学省が進める「大学・高専機能強化支援事業」（デジタル・グリーン等の成長分野を牽引する高度専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援事業）に採択されている。DX 人材育成といった国を挙げての政策に対応し、より多くの DX 人材を輩出していくため入学定員及び収容定員を変更するものである。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

《情報工学科》

（ア）教育課程の変更内容

教育課程は変更しない。

情報工学科は、入学定員及び収容定員を増員するが、近年の入学学生数の増減の幅に収まる範囲での入学定員及び収容定員変更であるため、変更前と同等の教育を行うことに

支障はない。また、大学全体の入学定員及び収容定員は変えないため、リベラルアーツ教育等全学的に共通する科目についても、変更前と同等の質を担保できる。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導は変更しない。

情報工学科は、これまで同様、アクティブラーニングの要素を取り入れるなど工夫した教育方法を全ての科目で維持する。また、チューター制度を活用して行っているきめ細かな履修指導についても、現状の受入れ学生数に即する形での変更であるため、変更前と変わらない体制で行うことができる。

(ウ) 教員組織の変更内容

教員組織は変更しない。

情報工学科の基幹教員は、教授 6 名、准教授 6 名、助教 2 名で構成されており、大学設置基準第 13 条の別表 1 に定める基幹教員数 10 名を充足するとともに、大学全体の基幹教員数についても充足している。

また、主要と認める授業科目には当該基幹教員を配置している。基幹教員 1 人あたりに対する収容定員数の比である S/T 比率は 34.2% となっており、大学設置基準から求める S/T 比率を大きく上回ることから、当該学科の運営に必要な教員組織を担保できていると考える。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

施設・設備は変更しない。

本学では、開学以来、学生及び教職員に寄り添った教育研究環境の整備と充実に積極的に取り組んできている。教育研究活動を永続的に行うために、大学設置基準の定めを超えて必要かつ十分な校地及び校舎等を整備している。

なお、情報工学科では、収容定員を 40 名増員するが、前述のとおり既存の校地及び校舎には余裕があり、増員に伴う教育環境への影響はない。

《情報システム学科》

(ア) 教育課程の変更内容

教育課程は変更しない。

情報システム学科は、入学定員及び収容定員を増員するが、近年の入学学生数の増減の幅に収まる範囲での入学定員及び収容定員変更であるため、変更前と同等の教育を行うことに支障はない。また、大学全体の入学定員及び収容定員は変えないため、リベラルアーツ教育等全学的に共通する科目についても、変更前と同等の質を担保できる。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導は変更しない。

情報システム学科は、これまで同様、アクティブラーニングの要素を取り入れるなど工夫した教育方法を全ての科目で維持する。また、チューター制度を活用して行っているきめ細かな履修指導についても、現状の受入れ学生数に即する形での変更であるため、変更前と変わらない体制で行うことができる。

(ウ) 教員組織の変更内容

教員組織は変更しない。

情報システム学科の基幹教員は、教授 7 名、准教授 3 名で構成されており、大学設置基準第 13 条の別表 1 に定める基幹教員数 9 名を充足するとともに、大学全体の基幹教員数についても充足している。

また、主要と認める授業科目には当該基幹教員を配置している。基幹教員 1 人あたりに対する収容定員数の比である S/T 比率は 44% となっており、大学設置基準から求める S/T 比率を上回ることから、当該学科の運営に必要な教員組織を担保できていると考える。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

施設・設備は変更しない。

本学では、開学以来、学生及び教職員に寄り添った教育研究環境の整備と充実に積極的に取り組んできている。教育研究活動を永続的に行うために、大学設置基準の定めを超えて必要かつ十分な校地及び校舎等を整備している。

なお、情報システム学科では、収容定員を 120 名増員するが、前述のとおり既存の校地及び校舎には余裕があり、増員に伴う教育環境への影響はない。

学生の確保の見通し等を記載した書類
目次

(1) 収容定員を増加する組織の概要	
① 収容定員を増加する組織の概要（名称，入学定員，収容定員，所在地）	P2
② 収容定員を増加する組織の特色	P2
(2) 人材需要の社会的な動向等	
① 収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析	P4
② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析	P5
③ 収容定員を増加する組織の主な学生募集地域	P6
(3) 学生確保の見通し	
① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	P6
② 競合校の状況分析 （立地条件，養成人材，教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	P8
③ 人材需要に関するアンケート調査等	P11
(4) 収容定員を増加する組織の定員設定の理由	P13
【別紙1】収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況	
【別紙2】既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）	
【別紙3】既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績	

(1) 収容定員を増加する組織の概要

① 収容定員を増加する組織の概要 (名称, 入学定員, 収容定員, 所在地)

収容定員を増加する組織	入学定員	収容定員	所在地
広島工業大学 情報学部			広島県広島市佐伯区三宅2丁目1番
情報工学科	120	480	1号
情報システム学科	110	440	(広島工業大学五日市キャンパス)

② 収容定員を増加する組織の特色

1) 情報工学科

情報工学科は、生涯学び続け、社会の課題を自ら発見し、仲間と共にその課題を解決する力の養成を目標とし、現代社会を支える基盤となる情報技術の中でも、特に IoT (Internet of Things) や情報通信ネットワークに関わる先端技術及びその実践力を身に付け、それらの知識や技術力を駆使しながら高度情報化社会の発展にソフトウェア及びハードウェアの両面から寄与できる、デジタル等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成を目的としている。

具体的には、情報通信の基本要素となるコンピュータ、インタフェース、ネットワークの各領域の専門知識・技術を順次かつ体系的に学修できるカリキュラムとし、加えて、IoT に必要なセンシング技術、VR、人工知能など、常に革新を続ける情報技術についても実践的に理解を深められるよう授業科目を配置している。

また、大学・学部の共通科目として、社会につながる学修の基本姿勢を身に付け、情報化が社会に及ぼす影響を知り、情報化と社会において各種データを扱い保護する上で必要なモラルやセキュリティなど広範な知識・技術を涵養する「初年次ゼミナール」や「情報リテラシ」、年次混成・少人数グループで社会課題などに PBL 形式で取り組み、社会実践力を養成する「情報基礎実践」と「情報応用実践」を配置している。一部の授業では外部研究機関や企業などからの専門家による講義を行っている。

さらに、実践的な技術面を重視し、「情報工学基礎演習」「情報工学応用演習」の演習科目も設けている。これに加えて、学生個々が興味を持ち、必要と考えられる専門知識を高めるため、3年次前期に研究室に配属した上で「専門ゼミナール」を行い、早期に「卒業研究」に取り組むことができるようにする。

以上の社会的背景・課題への対応及び教育研究の高度化の推進を特色として、情報学部情報工学科を設置している。

2) 情報システム学科

情報システム学科は、現代社会のインフラである情報システムを企画・設計・開発・運用するために必要な知識を身に付け、知能メディアデザイン及び Web システムデザインの二つの専門分野に関わる先端技術とその実践力を修得し、高度情報化社会の創造に貢献できる、デジタル等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成を目的としている。

具体的には、アプリケーションや Web システム、AI システムなどの開発を基盤に、人間中心の設計思想やデザイン思考に基づき、情報システムの「使い勝手のよさ」を追求できる力を体系的に学修できるカリキュラムとしている。これにより、情報システムを活用する人々や組織の目的に沿ったシステム開発を実現し、生活や企業活動の質を高める技術者の育成を推進していく。

また、大学・学部の共通科目として、社会につながる学修の基本姿勢を身に付け、情報化が社会に及ぼす影響を知り、情報化と社会において各種データを扱い保護する上で必要なモラルやセキュリティなど広範な知識・技術を涵養する「初年次ゼミナール」や「情報リテラシ」、年次混成・少人数グループで社会課題などにPBL形式で社会実践力を養成する「情報基礎実践」と「情報応用実践」を配置している。一部の授業では外部研究機関や企業などからの専門家による講義を行っている。

さらに、実践的な技術面を重視し、「情報システム基礎演習」「アプリケーション開発演習」「情報システム応用演習」の演習科目も設けている。これに加えて、学生個々が興味を持ち、必要と考えられる専門知識を高めるため、3年次前期に研究室に配属した上で「専門ゼミナール」を行い、早期に「卒業研究」に取り組むことができるようにする。

以上の社会的背景・課題への対応及び教育研究の高度化の推進を特色として、情報学部情報システム学科を設置している。

既設組織	入学定員	収容定員	所在地	入学定員及び収容定員の変更の予定
広島工業大学 工学部 電子情報工学科	110	440	広島県広島市佐伯区三宅2丁目1番1号 (広島工業大学五日市キャンパス)	変更なし
広島工業大学 工学部 電気システム工学科	110	440		入学定員及び収容定員減
広島工業大学 工学部 機械情報工学科	120	480		変更なし
広島工業大学 工学部 環境土木工学科	80	320		入学定員及び収容定員減
広島工業大学 工学部 建築工学科	110	440		変更なし
広島工業大学 情報学部 情報工学科	110	440		入学定員及び収容定員増
広島工業大学 情報学部 情報システム学科	80	320		入学定員及び収容定員増
広島工業大学 情報学部 情報マネジメント学科	80	320		変更なし
広島工業大学 環境学部 建築デザイン学科	110	440		変更なし
広島工業大学 環境学部 地球環境学科	100	400		変更なし
広島工業大学 環境学部 食健康科学科	90	360		入学定員及び収容定員減

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

1) 情報工学科

情報工学科では、AI や IoT、情報通信ネットワークといった現代社会を支える基盤的な情報技術に関する先端的な知識と、それらを実社会に応用するための実践的なスキルの修得を通じて、ソフトウェア・ハードウェア両面から高度情報化社会の発展に貢献できる人材の育成を目指している。ディプロマポリシーにもあるように、学生は情報通信や IoT に関わる技術力を土台に、課題解決能力と応用力を備え、産業や地域社会の多様なニーズに応えることが期待されている。このような人材の育成は、国の科学技術政策とも合致している。たとえば、『第6期科学技術・イノベーション基本計画』や『総合イノベーション戦略 2023』では、Society 5.0 の実現に向け、デジタル分野を担う高度専門人材の育成が重点施策として位置づけられている。また、文部科学省の『高等教育段階におけるデジタル人材育成』方針においても、AI・データサイエンス・IoT・ネットワークなどの分野を中心とした教育強化が進められており、理工系のみならず全分野での応用力をもつ人材の重要性が強調されている。

さらに、『統合イノベーション戦略 2024』では、デジタル技術に強い人材の育成が加速されており、特に AI、IoT、5G などの技術を駆使して産業・社会の課題を解決できる人材が求められていることが強調されている。

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が発表した『DX 動向 2024』では、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティストと並んで、IoT やネットワークなどの技術を扱う実装人材の不足が、産業界における喫緊の課題であると報告されている。実際、全国の企業や自治体において、デジタルインフラの構築やスマートシティ、遠隔医療、防災システムなど多様な分野で、こうした技術を扱える人材の需要が高まっている。

また、内閣府が実施した『情報関連人材に関する調査結果について』によれば、社会人が重要と考える科目 (プログラミング、ネットワーク、アルゴリズムなど) の履修率が情報系学科の学生で高い傾向にあり、これらのスキルを持つ人材の需要が高いことが示されている。これにより、情報工学科の学生は、現実の職業環境で即戦力として求められるスキルセットを有していることが確認されており、卒業生が社会に出るとすぐに貢献できることが期待されている。

さらに、厚生労働省の『IT・デジタル人材の労働市場に関する研究調査事業』によれば、2030 年には IT 人材が最大 80 万人程度不足すると予測されており、特に AI やクラウド技術に関するスキルを持つ人材の需要が高まっている。企業はこれらのスキルを有する人材の確保に努めており、このような状況下で、情報工学科で培われる技術力と実践力は、産業界において即戦力として高く評価される。このような背景のもと、情報工学科では、企業や自治体との共同研究、インターンシップ、PBL (課題解決型学習) などを通じ、学生が実社会の課題に直結するプロジェクトに取り組む機会が数多く提供されている。これにより、技術力だけでなく、コミュニケーション力やプロジェクトマネジメント能力など、現場で必要とされる汎用的な力も養成されている。情報工学科で育成される人材は、国の科学技術戦略や産業構造の変化に即した高度情報人材として、全国的・地域的に高い需要を有しており、今後ますますその社会的役割が重要になると考えられる。

2) 情報システム学科

情報システム学科では、現代社会のインフラである情報システムを企画・設計・開発・運用するために必要な知識を身に付け、知能メディアデザイン及び Web システムデザインの二つの専門分野に関わる先端技術とその実践力の修得を通じて、高度情報化社会の創造に貢献できる人材の育成を目指している。ディプロマポリシーにもあるように、学生は、産業や地域社会が抱えるさまざまな課題に対して、情報システムによる解決策を立案・設計・実装できる実践的な能力と応用力を備え、社会に新たな価値をもたらすことが期待されている。情報システム学科の教育は、国の科学技術政策とも深く連動している。たとえば、『第5期科学技術基本計画』（2016年閣議決定）では、「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けて、IoT、ビッグデータ、AI、サイバーセキュリティなどの技術領域における中長期的な強化が掲げられた。続く『第6期科学技術・イノベーション基本計画』（2021年閣議決定）では、サイバー空間とフィジカル空間の融合による「持続可能で強靱な社会」への変革が重点項目となっており、これらを支える人材育成の重要性が明示されている。また、『総合イノベーション戦略2023』では、数理・データサイエンス・AIに関する素養を備えた人材を、社会のあらゆる分野で活躍できるよう大量に育成することが掲げられており、次世代インフラの整備とともに、こうした人材が社会課題を解決し、革新的なサービスを創出していくことが期待されている。

さらに、『統合イノベーション戦略2024』（2024年閣議決定）では、社会全体でのイノベーションを加速させるため、デジタル技術に強い人材育成が重要な柱として掲げられており、特にAI、IoT、ビッグデータの分野で革新的な技術を活用できる人材の養成が求められている。これに関連して、経済産業省が策定した『未来人材ビジョン（2024）』では、今後求められる人材像として、「デジタル技術と社会課題を結びつける能力」が強調され、特にIT・デジタル人材の供給不足を解決するための戦略が示されている。

また、厚生労働省の『IT・デジタル人材の労働市場に関する研究調査事業』（2023年）によれば、2030年には最大80万人程度のIT人材が不足する可能性があると考えられ、特にAIやIoT、クラウド、サイバーセキュリティの分野における人材の確保は喫緊の課題となっている。内閣府の調査でも、情報系学生の履修内容は社会的ニーズと高い親和性を持つことが確認されており、同学科の教育がその解決の一翼を担うことは明らかである。

地域に目を向ければ、本学が立地する広島県には、輸送機械、加工食品などグローバルに展開する製造業の拠点が多数存在し、同時に農林水産業も発達している。こうした産業では、業務プロセスの効率化やデジタル化による生産性の向上が求められており、情報システムに関わる技術や知識を有する人材への期待は極めて大きい。情報システム学科で育成される人材は、国の科学技術戦略や地域の産業構造の変化に即した高度情報人材として、全国的・地域的に高い需要を有しており、今後ますますその社会的役割が重要になると考えられる。

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

リクルート進学総研「18歳人口予測、大学・短大・専門学校進学率、地元残留率の動向」【資料1：P5, P7, P10】によると、2026年度の18歳人口は109.3万人、18歳人口における大学進学率は微増を続け、2024年度は58.4%であった。

今後、18歳人口は減少基調となり、2036年の18歳人口は約94.2万人となるが、大学進学率の増

傾向が進み 60%程度に推移すると、設置 10 年後の 2035 年度時点における大学入学者見込み数は、外国人留学生数が現状のままであった場合は、約 59.0 万人となると考えられる。(参考：令和 6 年 11 月 12 日中央教育審議会大学分科会資料から) 本学の志願者層において多数を占める中国地域の 2036 年の 18 歳人口減少率が 87.4% (2024 年対比) と全国平均 (88.6%) とほぼ同率であり、2024 年度の大学進学率は 58.4%【資料 1：P10】であるが、2015 年以降一貫して大学進学率は増加傾向にあり、今後にも期待できる地域であることから、継続した学生確保が可能であると考えられる。

③ 収容定員を増加する組織の主な学生募集地域

日本私立学校振興・共済事業団「令和 6(2024)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」(以下、「事業団資料」という。)【資料 2：P39, 40】によると、理・工学系のうち情報工学部および情報科学部における志願者はあわせて 23,569 人、入学定員数は 1,260 人であり、志願倍率は 18.71 倍である。また、社会科学系の情報学部における志願者は 35,746 人、入学定員数は 3,380 人であり、志願倍率は 10.58 倍となっている。

一方、募集地域としては、事業団資料【資料 2：P37】の学部所在地毎の集計によると、広島県に学部を設置する大学の令和 6 年度志願者数 35,749 人に対し、入学定員は 9,008 人であり、志願倍率は 3.97 倍である。また、広島県を除く中国地方の同志願倍率は 2.43 倍、四国地方は 2.10 倍となっており、収容定員を増加する組織の所在地及び近隣は十分な志願倍率を確保できている地域であるといえる。

このことは、「令和 6 年度学校基本調査」からみた収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況【別紙 1】において、本学所在地である広島県に所在する大学の広島県からの入学者割合平均 59.5%に対し、本学の直近年度の同割合は 67.9%と高い水準にある。また、第 3 位の岡山県を除き、第 2, 4, 5 位である山口県、島根県及び愛媛県の本学の割合は、それぞれ 7.0%、5.1%、4.3%と広島県内の大学平均値を上回っていることから、学生募集において十分な競争力を保持しているといえる。

以上のことから、本学所在地を中心としたエリアにおける情報学分野への進学需要は大きく、中国四国地域の中でも比較的志願倍率の高い広島県に所在する本学の情報工学科及び情報システム学科においては、入学定員を満たす学生の確保が可能であると考えられる。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

既設組織である情報学部情報工学科及び情報学部情報コミュニケーション学科における令和 6 年度入試の主な PR 活動実績は以下のとおりであり、オープンキャンパス等の参加者に対する受験率及び入学率は【別紙 3】で示す。

1) マスメディア・WEB 広報の実績

- ・TVCM 放映を行い本学への周知を高めた。(中国四国地域へ 10,175PRP)
- ・大学ホームページへのアクセスは、PV 数 2,435,978 回であった。
- ・SNS を運用し、PR 活動に努めた。Instagram は、フォロワー数を順調に増やし、1,289 人であった。

LINE 登録者の総ユーザー登録数は 5,656 人で、月 2 回のペースで入試情報を含め本学の魅力を発信した。

2) 対面広報の実績

- ・オープンキャンパスは年 3 回実施した。3 回で高校生の参加者数は 2,722 人であった。
- ・高校訪問は 12 人の広報担当参事による高校訪問を行っている。(関西・中国四国・九州地域で 1,161 校、延 3,522 回訪問)
- ・高校内ガイダンスは、中国四国地域を中心に関西・九州地域で 476 回実施した。

3) 媒体広報の実績

- ・大学案内の配布は、資料請求のあった全接触者に行った。

その結果、令和 6 年度入試において、資料請求やイベント参加など何らかの方法で接触した情報工学科出願者の実人数は 301 人、実出願者数は 898 人、入学者数は 162 人であった。接触者のうち 53.8% が入学に至ったことになる。情報コミュニケーション学科は、接触した実人数は 355 人、実出願者数は 663 人、入学者数は 105 人であった。接触者のうち 31.3% が入学に至ったことになる。

イ 収容定員を増加する組織における取組とその目標

収容定員を増加する組織である 2 学科について、情報工学科は、私たちの生活を支えるコンピュータ技術について学び、課題とされてきたことを解決することができる人材の育成を PR する。また、情報システム学科の PR 活動では、情報科学の学びに新たに総合情報学の学びも加えたことを各種媒体に落とし込む。

さらに文系生徒への訴求を強化して新規志願者の開拓に取り組む。主な PR 活動の計画と目標は以下である。

1) マスメディア・WEB 広報の計画と目標

- ・TVCM 放映 (イベント前を中心に中国四国地域へ 7,901.5PRP の放映を予定。また、CM 放映料の 25% を高校生視聴率の高い YouTube (VRC) に投入予定)
- ・大学ホームページ (PV 目標数 3,000,000 に加え、エンゲージメント率 85% 台をキープ)
- ・SNS (Instagram フォロワー目標 1,500 人、LINE 登録はアクティブユーザー者数目標 3,000 人)

2) 対面広報の計画と目標

- ・オープンキャンパスは、6,7 月にミニ OC を 2 日間追加開催し、春から夏にかけて 3 日間と合わせ 5 日間で高校生ののべ参加者数を目標 3,900 人としている。
- ・高校訪問は、中国四国地域を中心に関西・九州地域で 1,100 校、延 3,600 回訪問予定である。
- ・高校内ガイダンスは、中国四国地域を中心に延 400 回、1,200 人の受験対象者との接触を予定している。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を増加する組織での入学者の見込み数

当該取組の実績の分析結果によれば、令和 6 年度入試において、情報工学科では、接触者のうち 53.8% が入学に至り、情報コミュニケーション学科では接触者のうち 31.3% が入学に至っている。情報工学

科の入学定員 120 人を充足するためには最低でも 224 人の接触者が必要となる。また、情報システム学科の入学定員 110 人を充足するためには、最低でも 352 人の接触者が必要となる。令和 6 年度の既設組織 2 学科の接触者は 656 人であるが、この度の 2 学科の収容定員の増加によって、必要な接触者は 2 学科合わせて 576 人であり十分に入学定員を確保できる見込みである。さらに、情報工学科では、IT 分野に興味があり、コンピュータや人工知能を活用し、実際にシステムを作ってみたいと考える文系受験層からも、また、情報システム学科では新たに追加した総合情報学系統からも開拓する計画であり、さらなる接触者を獲得できる見込みである。

② 競合校の状況分析（立地条件，養成人材，教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析，優位性

所在地の類似性から中国地方の瀬戸内沿岸にキャンパスを設置している私立大学として、本学既設学部との併願実績があるなど、志願者層が近接する大学において、上述「（1）収容定員を増加する組織の概要 ②収容定員を増加する組織の特色 及び （2）人材需要の社会的な動向等③収容定員を増加する組織の主な学生募集地域」において示した内容及び地域から類似性がある学部学科を競合校として設定した。具体的には、各大学のホームページで公開されている情報、河合塾 K-NET 調べのデータを基に本学で作成した表である「競合校の志願状況及び入学定員充足状況」【資料 3：P43，P44】のとおりである。

また、競合校に対する主な優位性は次のとおりであると判断している。

<教育内容と方法>

・1, 2 年次生混成の少人数グループで行う「社会実践教育科目」

人間力豊かな人材育成に向けた社会実践科目として、各学科の学びに基づき社会に繋がるテーマを取り上げながら、1・2 年次生同一の少人数グループで課題に取り組む必修科目を開設している。

このことにより、学科と社会の関係を下級年次から意識させ、自らのキャリアを見つめさせるとともに、高いコンピテンシーを持つ技術者としての意識を醸成し、定着させることを行っている。

・地域と連携した社会実践プロジェクト教育

上記「社会実践教育科目」において、学生が PBL 形式で課題解決に取り組んでいる。その際、地域や企業等の方を招き、社会や企業等で解決すべき課題の学生への提示及び成果発表会におけるコメントをいただく等、学生が地域と連携して社会実践力を養う機会を設けている。

・地域課題解決実習

学生が主体的に問題を発見し解決策を見出す「地域課題解決実習」に取り組んでいる。本科目では興味関心を同じくする学生が学年や学科を超えて集い、共に解決策を模索する。

令和 7 年度は、4 つのテーマ（企業（モノづくりの現場改善）、広島地域資源を活かしたビジネス・サービス・プロダクトデザイン、宮島町家の保存と活用、IT による観光の再定義～学生発、地域再発見ビジネスモデル～）で開講し、座学で地域課題の現状を知ることから始まり、現地実習、課題解決に向けた提案のプレゼンテーションまで行うものである。学生はこれらを通じて物事の正しい見方や考え方の基礎、物事を考える際に使うツールの理解や実践、

意見の発信方法などを身に付ける。

特に、テーマ「宮島町家の保存と活用」にあつては、本学も加盟する工大サミット8大学との「連携PBL」科目としても位置付けており、大学・学科・学年の異なる混成チームに分かれて協働しながら、さまざまな課題を発見・議論して、課題解決の提案を行う、特色あるものとなっている。

・アントレプレナーシップ教育

アントレプレナーシップ教育プログラムでは、理論やマインドセットの修得に留まらず、地元企業や広島県と連携して、実際のビジネス問題や社会的課題への取組みを通じて、起業家精神とスキルを育成する。さらに、専門家によるメンタリングやワークショップを通して、理論と実践の深い融合を図り、スタートアップの挑戦を支援する。

・数理・データサイエンス・AI教育

学部全学科の1年次生が、初級レベルのAIやデータサイエンスを学べる教育プログラム「Society5.0時代に向けたAI・データサイエンス入門教育プログラム」を開設している。

また、令和4年度からは既設組織の情報学部を対象とした「Society5.0時代に向けたAI・データサイエンス教育プログラム」を、さらに、令和5年度からは同じく既設組織の工学部・環境学部・生命学部を対象とした「AI・データサイエンス応用基礎教育プログラム」を開設し、全学を挙げて数理・データサイエンスの学修を進めている。

なお、いずれの教育プログラムも、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」にいち早く認定されたものである。



・分野横断探求教育

「分野横断探究教育プログラム」では、DXやSDGsをテーマに、学部・学科（分野）の枠を超えて学びに挑戦する機会を提供する。自身の専門に関連する隣接分野の技術や理論、活用事例に関する幅広い知識を修得し、課題解決力や創造力の向上を図る。さらに、異なる知識や技術の融合によって革新的な成果が生まれる可能性を理解し、多様な学びの重要性を認識できるようにする。

<学びの環境>

令和6年3月には、様々な学生の活動を支援し、地域や企業と交流の拠点となる「nexus for.」を整備した。10階建ての講義棟である三宅の森 Nexus21 の4階に位置する同施設は、約3,000平方メートルのエリアに、役割の異なる4つのエリアで構成している。

学生が知識や経験を蓄積し、学生・地域・企業・教職員の交流を深めるインプットエリアとしての「cafe (カフェ)」「Lounge (ラウンジ)」、そして、インプットした知識や経験をものづくりやコンテンツとして発信し、広めていく「Studio (スタジオ)」「Theater (シアター)」をアウトプットエリアとして、学生の様々な活動を行える場として、教育はもちろん、課外活動に活用している。

令和7年4月に、ものづくりの楽しさを体験できる機会を提供するため、次世代のものづく

りを担う人材の育成と新たな価値の創造を目指して Hiroshima Making Hub を設立し、その中心施設である「Fab Lab」を nexus for. 内の Studio（スタジオ）内に開設した。

<キャリア支援>

1年次生にキャリアプランの作成と学生ポートフォリオ HITPO（本学での独自開発）への入力などを行う「スタディスキル」を、2年次生にキャリアの考え方や就職活動、インターンシップへの取組み方などを学ぶ「キャリアデザイン」を、3年次生に SPI 模擬試験を実施する「専門ゼミナール」をそれぞれ開講し、4年次の卒業研究に繋げる体系としている。

また、教職員は、学生へのキャリア教育と就職・進路指導が重要任務の一つであるとの認識に立ち、学生の望む就職・進路の実現に向け、個別指導、社会人セミナーや企業見学等の企画・実施を通じて、学生のキャリア及びスキルの醸成を支援している。

このことにより、令和6年3月卒業生は就職率（99.7%）、専門職率（94.0%）、大手専門職率（45.5%）を達成し、大学ランキング等といった外部評価においても、高い評価を得ている。

<奨学制度などの修学支援>

奨学金等の経済的支援として、1年次生を対象とした入試特待生制度を設けている。

同制度には、入試特待生Ⅰ（100万円免除）、入試特待生Ⅱ（50万円免除）、入試特待生Ⅲ（25万円免除）、女性エンジニア育成奨励金（50万円給付）、学修奨励金（25万円給付）の5種類があり、それぞれの選考基準を満たす者を対象に免除または給付を行っている。

また、遠隔地からの入学生を対象とした遠隔地学生給付奨学金制度（10万円給付）を設け、入学後4年間支援を行っている。

その他、学部A・B特待生制度及び成績優秀者奨学金制度（2年次生以上対象）、高等教育修学支援制度、自然災害等で罹災した学生を対象とする支援制度などを設け、学生が学業に専念できる環境を整備している。

イ 競合校の入学志願動向等

【情報工学科】

競合校における一般選抜の志願動向として、過去3年間（令和4、5、6年度：以下同様）の実質志願倍率は1.1～3.9倍【資料3-1：P43のA箇所】であり、入学定員充足率及び収容定員充足率【資料3-1：P43のB箇所】からも良好な定員管理が行えている。

また、各学科の入学定員を母数にして、併願型の一般選抜志願者数を分子とした志願倍率を算出した場合においても、一部の大学学部を除き、過去3年間1.0～13.5倍【資料3-1：P43のC箇所】と一定の水準を示している。このことは、競合校において高い競争力を持ち合わせているとともに、近隣に同分野の志願者が既に多く存在していることを示している。実際の入学者数において、本学既存組織を合わせた数値として、過去3年間累積の入学者数は入学定員を充足している【資料3-1：P43の(1)に対する(2)の数値】ことから、それを示している。

【情報システム学科（旧：情報コミュニケーション学科を改組）】

競合校における一般選抜の志願動向として、過去3年間（令和4、5、6年度：以下同様）の実質志願倍率は1.1～3.9倍【資料3-2：P44のA箇所】であり、入学定員充足率及び収容定員充足率【資料3-2：

P44 の B 箇所】からも良好な定員管理が行えている。

また、各学科の入学定員を母数にして、併願型の一般選抜志願者数を分子とした志願倍率を算出した場合においても、一部の大学学部を除き、過去 3 年間 1.0～13.5 倍【資料 3-2：P44 の C 箇所】と一定の水準を示している。このことは、競合校において高い競争力を持ち合わせているとともに、近隣に同分野の志願者が既に多く存在していることを示している。実際の入学者数において、本学既存組織を合わせた数値として、過去 3 年間累積の入学者数は入学定員を充足している【資料 3-2：P44 の(1)に対する(2)の数値】ことから、それを示している。

ウ 学生納付金等の金額設定の理由

情報工学科及び情報システム学科の学生納付金の額は、入学金 250,000 円、授業料等 1,340,000 円（入学年度：授業料、施設設備資金）となっている。

本学では、大学及び学部運営に係る財務的な視点と学生納付金の学生への還元など受益者に対する説明責任の観点を踏まえるとともに、競合が想定される私立大学のうち中国・四国・九州北部地域に設置され、類似の学部・学科を有する近隣の 5 大学の学生納付金の設定状況を勘案し決定している。【資料 4：P45】

本学の学生納付金等は、他大学と比較した場合、高額になっていない点や既設学科においても一定数の学生を確保している点等を総合的に判断して、学生納付金の設定は適切なものであると判断している。

③ 人材需要に関するアンケート調査等

情報学部情報工学科及び情報システム学科（情報システム学科の母体となり、同等の学問分野を含む情報コミュニケーション学科（令和 2 年度に知的情報システム学科から情報コミュニケーション学科に改組。令和 7 年度から情報コミュニケーション学科から情報システム学科に改組。）は、以下に記すデータが示すとおり、地元に限らず広く社会の要請に応える人材を輩出してきたと自負している。そして、今回当該学科の定員増を図ることにより、さらにその姿勢を明確にするものである。

1) 情報工学科における最近 3 年間の求人数の実績

情報工学科における最近 3 年間の求人数の実績（学部不問の求人を含む）は次のとおりである。

年	既存学科	就職希望者数	求人数	求人倍率
令和 4 年 3 月卒業者	情報工学科	87 人	3,356 件	約 38.6 倍
令和 5 年 3 月卒業者	情報工学科	113 人	3,831 件	約 33.9 倍
令和 6 年 3 月卒業者	情報工学科	98 人	4,301 件	約 43.9 倍

以上のとおり、既存組織である学科の最近 3 年間を見ても多数の求人件数を得ており、今後も相応の求人が期待できる。

また、情報工学科における卒業後の進路の見通しを考えるにあたり、同学科の進路実績が参考になる。令和 6 年度卒業生（令和 6 年 3 月卒業）の進路状況は以下のとおりであり、極めて良好で高い就職率となっている。

年度	既存学科	卒業生数 (A)	大学院等 進学者数 (B)	就職者 数 (C)	就職率 (B+C) ÷A×100)	就職先企業の 業種別内訳
令和 6 年 3 月 卒業生	情報工学科	107 人	4 人	98 人	95.3%	情報通信業 60.2%、製造業 12.2% 及び サービス業 11.2%と続く。

このように良好な進路実績を挙げた背景には、卒業研究担当教員を中心とした個別指導に加え、本学の全学的な就職支援システムが機能していることがあると考える。

2) 情報システム学科における最近 3 年間の求人数の実績

情報システム学科の母体となり、同等の学問分野を含む情報コミュニケーション学科（令和 2 年度に知的情報システム学科から情報コミュニケーション学科に改組。令和 7 年度から情報コミュニケーション学科から情報システム学科に改組。）における最近 3 年間の求人数の実績（学部不問の求人を含む）は次のとおりである。

年	既存学科	就職希望者数	求人数	求人倍率
令和 4 年 3 月卒業生	知的情報システム学科	90 人	3,280 件	約 36.4 倍
令和 5 年 3 月卒業生	知的情報システム学科	86 人	3,772 件	約 43.9 倍
令和 6 年 3 月卒業生	情報コミュニケーション学 科/知的情報システム学科	90 人	4,197 件	約 46.6 倍

以上のとおり、既存組織である学科の最近 3 年間を見ても多数の求人件数を得ており、今後も相応の求人が期待できる。

また、情報システム学科における卒業後の進路の見通しを考えるにあたり、同既存組織の情報コミュニケーション学科（令和 2 年度に知的情報システム学科から情報コミュニケーション学科に改組。令和 7 年度から情報コミュニケーション学科から情報システム学科に改組。）の進路実績が参考になる。令和 6 年度卒業生（令和 6 年 3 月卒業）の進路状況は以下のとおりであり、極めて良好で高い就職率となっている。

年度	既存学科	卒業生数 (A)	大学院等 進学者数 (B)	就職者 数 (C)	就職率 (B+C) ÷A×100)	就職先企業の 業種別内訳
令和 6 年 3 月 卒業生	情報コミュニケ ーション学科/ 知的情報シス テム学科	106 人	9 人	90 人	93.4%	情報通信業 54.4%、サービ ス業 15.6% 及び 製造業 12.2%と続く。

このように良好な進路実績を挙げた背景には、卒業研究担当教員を中心とした個別指導に加え、本学の全学的な就職支援システムが機能していることがあると考える。

(4) 収容定員を増加する組織の定員設定の理由

事業団資料「令和6(2024)年度私立大学・短期大学等入学志願者動向」【資料2：P39】によると、全国の私立大学のうち、情報系学部である情報科学部、情報工学部及び情報学部を設置する大学は合わせて21大学ある。この21大学全体では、総入学定員5,060人に対して総入学者が5,257人であり、入学定員充足率は約103.9%となり、全国的に情報系学部における定員確保は堅調である。

また、本学では、既存組織である情報学部情報工学科及び、情報学部情報コミュニケーション学科における令和6年度入試の募集状況は、それぞれ実志願者倍率が8.16倍、6.03倍【別紙2-1, 2-2から算出】と十分な学生募集力を継続して保持している。加えて、情報工学科は、工学部電子情報工学科との併願受験も多く、志願者のすそ野は広い。また、情報システム学科は、既設組織の学びに新たに総合情報学を加えた学科であり、より志願者の増加が見込めると考える。

以上を鑑みれば、情報工学科及び情報システム学科の入学定員について、情報工学科が10人増員した120人、情報システム学科が30人増員した110人は、適切な人数設定であると考えられる。

教 員 名 簿

学長の氏名等

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	カガヤシ 長坂 康史 <令和7年4月>		博士（理学）		広島工業大学 学長 (令和7.4～令和9.3)